
保安ネット 操作マニュアル

【電気事業法-小規模事業用電気工作物】

— 利用者向け —

※こちらは小規模事業用電気工作物の設置者本人が申請する場合のマニュアルです

令和 7 年 4 月

改訂履歴

版	該当箇所	改訂内容	日付
1.0	-	初版作成	2023/3/20
1.1	5-3-2.各手続きの注意点(使用前自己確認結果の届出)	・使用前自己確認結果の届出「根拠条文」について詳細説明を追加 ・使用前自己確認結果の届出 別紙「確認項目」の詳細確認方法について追加	2023/3/31
1.2	3-1 画面レイアウト	保安ネットトップページ画面のレイアウト変更に伴う画像の差し替え	2023/10/27
1.3	3-4-1.全手続一覧 3-4-3.ヘッダー 4-1.操作ボタン 4-4-3.入力補助_複写 5-1.新規手続選択 5-6.問合せ・取下げ	保安ネット操作画面のレイアウト変更に伴う修正	2023/12/11
1.4	・2-4.ログアウト ・2-5.アカウント検索 ・2-6.グループ登録 ・3.手続ナビ ・4.保安ネット共通機能 ・6-1.新規手続選択	保安ネット操作画面のレイアウト変更に伴う修正 手続ナビ機能追記	2024/12/20
1.5	・1-4 用語について	保安ネット操作画面のレイアウト変更に伴う修正 手続ナビ機能追加に伴う修正	2025/1/21
1.6	・4-4. 手続一覧 ・5-1. 操作ボタン ・6-6. 問合せ・取下げ	保安ネット操作画面のレイアウト変更に伴う修正	2025/3/18
1.7	・1-3 保安ネットでの取り扱う手続	手続一覧を別紙に統一	2025/4/14

目次

1. はじめに	1
1-1. 当マニュアルの利用対象者について	1
1-2. 保安ネットとは	1
1-3. 保安ネットで取り扱う手続	1
1-4. 用語について	2
2. 保安ネット利用時の注意点	4
2-1 保安ネット利用時の利用アカウント	4
2-2 利用アカウントごとの参照権限	4
2-3 ログイン	5
2-4 ログアウト	6
2-5 アカウント検索	7
2-6 グループ登録	8
2-7 アカウント停止時の問合せ先	12
3. 手続ナビ	13
4. 保安ネット共通機能	14
4-1 画面レイアウト	14
4-2 メニュー	15
4-3 トップページ	16
4-4 手続一覧	17
4-4-1. 全手続一覧	17
4-4-2. 要対応手続一覧	20
4-4-3. ヘッダー	21
4-5 お知らせ	22
4-6 よくある質問	22
5. 手続共通操作	23
5-1 操作ボタン	23
5-2 エラー	25
5-3 ワーニング	26
5-4 入力補助機能	27
5-4-1. 入力補助_入力ガイド	27
5-4-2. 入力補助_郵便番号検索	28
5-4-3. 入力補助_複写	30
5-4-4. 入力補助_日付入力	32

5-5 添付書類のアップロード	33
6. 小規模事業用電気工作物の届出に係る操作	36
6-1 新規手続選択	36
6-2 タブ	38
6-3 届出提出の流れ	39
6-3-1. 各手続きの注意点(基礎情報の届出)	43
6-3-2. 各手続きの注意点(使用前自己確認結果の届出)	46
6-4 入力補助機能(小規模事業用電気工作物専用).....	55
6-4-1. 入力補助_FIT 情報検索	55
6-4-2. 入力補助_提出者情報コピー	60
6-4-3. 入力補助_発電設備情報の設備出力合計自動計算	61
6-4-4. 入力補助_保安監督業務担当者情報コピー	61
6-4-5. 入力補助_基礎情報検索.....	62
6-4-6. 入力補助_基礎情報の届出検索.....	64
6-4-7. 入力補助_別紙入力内容のコピー/貼付け.....	66
6-5 同時提出.....	67
6-6 問合せ・取下げ.....	68
6-7 結果通知.....	73

1. はじめに

1-1. 当マニュアルの利用対象者について

・当マニュアルの対象者は電気分野における小規模事業用電気工作物の設置者の方向けです。

1-2. 保安ネットとは

・電気事業法における一部手続について、インターネット上で提出・確認を行うためのサービスです。対象手続は「1-3.保安ネットで取り扱う手続」をご確認ください。

1-3. 保安ネットで取り扱う手続

・保安ネットで提出可能な小規模事業用電気工作物に関わる手続は別紙の手続一覧のとおりです。

1-4. 用語について

用語	意味
あ行	
アカウント	保安ネットを利用する際に利用者を識別するための識別情報
エラー	手続において、誤りと判断した情報が検出されたことを知らせる機能。
か行	
監督部/監督署	産業保安監督部/産業保安監督署の略称
さ行	
申請	行政手続において審査・決裁を行い、承認された際には通知を行う手続の総称。
G ビズ ID	1つのアカウントID・パスワードで、デジタル庁が提供する様々な行政サービスが利用できるサービス。
G ビズインフォ	法人として登記されている約 400 万社を対象とし、法人番号、法人名、本社所在地等を一括検索、閲覧するサービス。 保安ネットでは検索した情報をもとに、法人情報の入力が可能。 URL : https://info.gbiz.go.jp/
ソート	昇順や降順など、一定の順序性に基づいて、順番を並び替える機能。
た行	
届出	行政手続において、提出者が監督部/監督署へ一定事項を通知する手続の総称。
ダウンロード	自身のコンピューター（PC）およびモバイル端末にデータを保存する機能
タブ	画面の見出し。押下することで画面の切り替えが可能
手続ナビ	手続提出先の選択や検索を行う機能。手続名や法令で検索することで、保安ネットでの提出が可能な提出先が表示される。
は行	
プレビュー	保安ネットでアップロードした電子ファイルの中身を、画面上で表示する機能。
保安ネットポータル	保安ネットの関連資料やよくある質問、お知らせを掲載しているサイト。 URL: https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industry_safety/hoan-net/
FIT システム	再生可能エネルギー電子申請システムの略称 URL : https://www.fit-portal.go.jp/
FIT 情報	「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」における再生可能エネルギー発電事業計画の認定情報
ら行	

ログイン	G ビズ ID を使用し、保安ネットの利用を開始すること。
ログアウト	G ビズ ID を使用し、保安ネットの利用を終了すること。
わ行	
ワーニング	手続において、不適切・不正確と判断した情報が検出されたことを知らせる機能。

2. 保安ネット利用時の注意点

2-1 保安ネット利用時の利用アカウント

- ・保安ネットを利用する際は、G Biz ID のアカウントが必要です。
G Biz ID に関する詳細は、<https://gbiz-id.go.jp/top/>をご確認ください。

2-2 利用アカウントごとの参照権限

- ・利用するアカウントごとに、保安ネットにおける手続の参照権限が異なります。参照権限は以下の通りです。

表 2.アカウントごとの参照権限

アカウント名	参照範囲
gBiz プライム	同一法人および個人事業主の gBiz メンバーアカウントが提出した申請内容・結果を参照可能
gBiz メンバー	同一グループ内の他メンバーが提出した申請内容・結果を参照可能
gBiz エントリー	自身のアカウントから提出した申請内容・結果のみ参照可能

2-3 ログイン

- ・電子申請を行う場合、保安ネットポータルから G ビズ ID を利用してログインを行います。
- ・利用するブラウザは Google Chrome を推奨します。その他、サポート対象ブラウザとして、Edge、FireFox、Safari、IE も利用可能ですが、画面が正しく出力されない可能性がありますので、ご注意ください。
- ・同一ブラウザ上で複数のウィンドウを立ち上げ保安ネットを利用すること、および、複数のタブで保安ネットを利用することはお控えください。

〔ログイン画面〕

gBizID

🛡️ ログイン

アカウントID

パスワード

ログイン

🔗 [パスワードを忘れた方はこちら](#)

🔗 [アカウントを持っていない方はこちら](#)

↑ ページ先頭へ

2-4 ログアウト

- ・保安ネットからログアウトする場合は、保安ネットの画面右上にあるログアウトボタンを押下します。
- ・ログアウト後は保安ネットポータルへ遷移します。
- ・保安ネットにログイン後、180 分間の無操作状態が続くと自動的にタイムアウトされ、再度認証を要求するメッセージが表示されます。その際はログイン ID とパスワードを再度入力いただく必要があります。

〔トップページ-ログアウトボタン〕



2-5 アカウント検索

- ・gBiz プライムアカウントの取得が完了している場合、保安ネットのアカウント管理メニューから同一法人内における gBiz メンバーアカウントが検索できます。検索ができるのは gBiz プライムアカウントのみであり、gBiz メンバーアカウントおよび gBiz エントリーアカウントでは検索できません。
- ・検索時には検索条件を入力の上、検索ボタンを押下すると、画面下部に検索結果が表示されます。
- ・検索したアカウントの詳細情報を参照する場合は、検索結果の一覧から該当アカウントの行を押下します。

〔アカウント情報検索画面〕

アカウント (提出者) ログアウト

検索

グループ検索

検索条件入力

アカウント種別

アカウントID

アカウント種別

氏名

氏名フリガナ

生年月日

電話番号

会社部署名/部署名

グループ名

連絡先都道府県

連絡先市区町村

連絡先番地等

連絡先マンション名等

検索

検索結果

アカウントID	氏名	会社部署名/部署名	グループ名	アカウント種別	代行申請者	アカウント有効/無効	都道府県	住所
1	@gmail.com	総務部	デフォルト	gBizメンバー	-	有効	東京都	町田市相原町 6 - ...
2	@gmail.com	事業執行課	デフォルト	gBizプライム	-	有効	北海道	札幌市清田区 OO...

〔アカウント情報詳細画面〕

印刷

変更

戻る

アカウント情報

アカウントID
XXX@hoan.co.jp

アカウント種別
gBizメンバー

氏名
保安 太郎

氏名フリガナ
ホアン タロウ

生年月日
1970/01/01

電話番号
0800000000 0

会社部署名/部署名
青森支部

グループ名
デフォルト

連絡先都道府県
青森県

連絡先市区町村
青森市

連絡先番地等
2 - 3 - 4

連絡先マンション名等
青森マンション

連絡先郵便番号
3456789

代行申請者

法人名/番号
保安ネット一般法人

代表者氏名/個人事業主氏名
保安 太郎

代表者氏名フリガナ/個人事業主氏名フリガナ
ホアン タロウ

代表者生年月日/個人事業主生年月日

本店所在地/印鑑登録証明書住所 (都道府県)
東京都

本店所在地/印鑑登録証明書住所 (市区町村)
中央区晴海

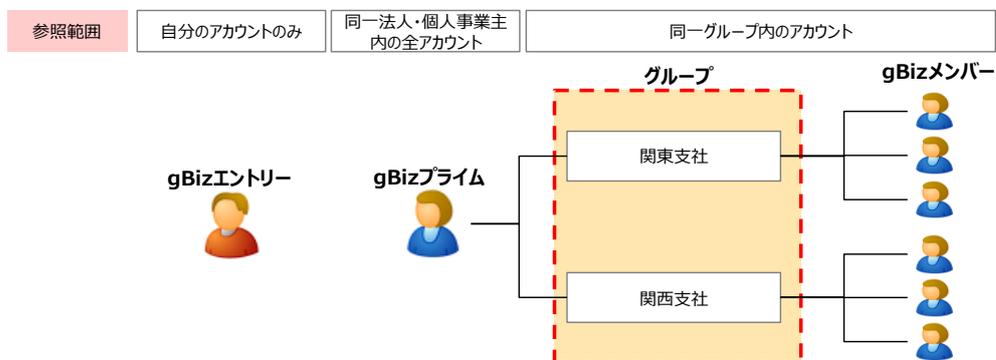
本店所在地/印鑑登録証明書住所 (番地等)
1 - 8 - 1 6

2-6 グループ登録

- ・gBiz プライムアカウントは、配下のメンバー内での手続情報の管理を目的として、アカウント内でのグループを保安ネットに作成することができます。
- ・グループに所属する gBiz メンバーアカウントは、他グループの手続情報等を参照することはできません。
- ・グループのイメージは以下のとおりです。

〔グループ登録のイメージ図〕

各アカウントの参照範囲について



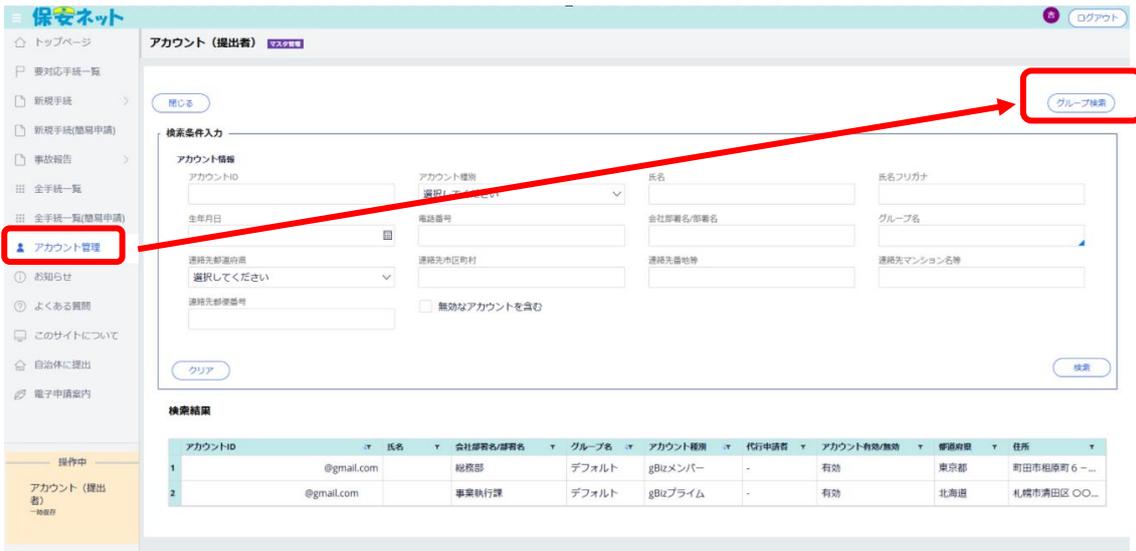
※上記図のグループ名はイメージを記載しており、グループ名はアカウント管理画面から任意に登録することができます。

- ・グループ登録における補足・留意点は以下となります。
- ◇ gBiz プライムアカウントは、グループを作成し、gBiz メンバーアカウントを所定のグループに設定することができます。
- ◇ gBiz プライムアカウントは、上図のグループとは別に、デフォルトグループとして初期設定され、当該グループ及び、その他のグループの手続内容や結果等を参照することができます。
- ◇ gBiz メンバーアカウントは、当該 gBiz メンバーアカウントが提出した手続内容や結果等の参照に加え、同一グループに所属する他の gBiz メンバーアカウントが提出した手続情報や結果等も参照することができます。一方で、他のグループの情報は参照できません。
- ◇ gBiz メンバーアカウントのグループを設定しない場合、あるいはグループそのものを作成しない場合、gBiz メンバーアカウントは gBiz プライムアカウントと同様にデフォルトグループに設定されます（デフォルトグループの gBiz メンバーアカウントはデフォルトグループ及び、その他のグループのアカウントから提出された手続情報や結果等を参照できます。）。
- ◇ 初回ログイン時はデフォルトグループに設定されています。
- ◇ グループが変更となった際は、変更前のグループの情報は参照できなくなるため、ご注意ください。

・グループの登録手順は以下の通りです。

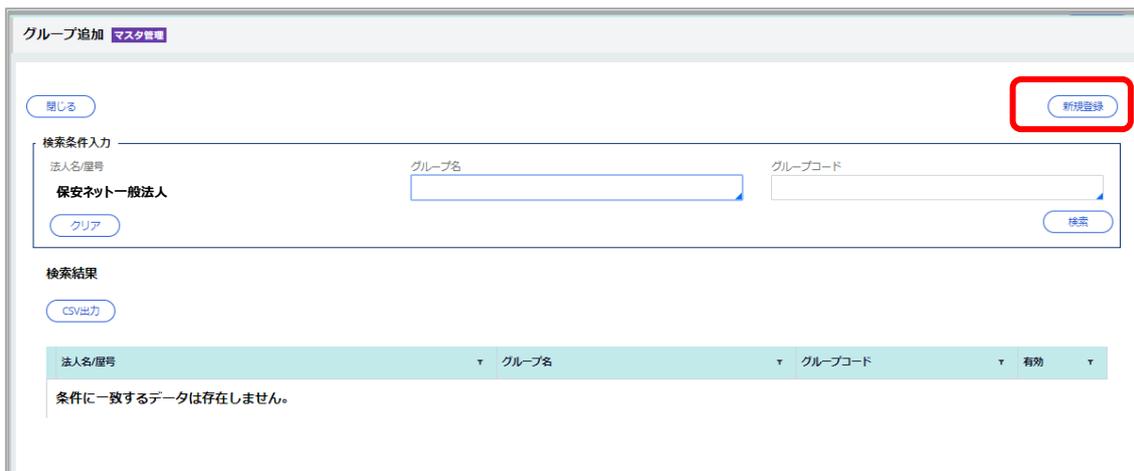
【手順①】

アカウント管理メニューから、グループ検索ボタンを押下します。



【手順②】

新規登録ボタンを押下します。なお、既に作成済みのグループは当該画面から検索が可能です。



【手順③】

作成するグループ名を入力し、保存ボタンを押下します。

グループ追加 [マスタ管理](#)

キャンセル

法人名/屋号
保安ネット一般法人

法人番号

グループ名*

無効にする

キャンセル

保存

保存

・作成したグループに、メンバーを追加する手順は以下の通りです。

【手順①】

「アカウント管理」から、グループ登録する対象のアカウントを検索し、選択します。

The screenshot shows the 'アカウント管理' (Account Management) page. The left sidebar has a menu item 'アカウント管理' highlighted with a red box. The main content area has a search form with fields for account ID, name, and address. A '検索' (Search) button is highlighted with a red box. Below the search form is a table of search results, also highlighted with a red box.

アカウントID	氏名	会社部署名/部署名	グループ名	アカウント種別	代行申請者	アカウント有効/無効	郵便郵便	住所
1	@gmail.com	総務部	デフォルト	gBizメンバー	-	有効	東京都	町田市相原町 6 - ...
2	@gmail.com	事業執行課	デフォルト	gBizプライム	-	有効	北海道	札幌市清田区 ○○...

【手順②】

検索結果で抽出された対象のアカウントの詳細画面において、「変更」を押下します。

The screenshot shows the detailed account information page. The '変更' (Change) button in the top right corner is highlighted with a red box. The page displays various fields for account information, including account ID, name, address, and contact details.

アカウント情報

アカウントID: XXX@hoan.co.jp
 生年月日: 1970/01/01
 連絡先都道府県: 青森県
 連絡先郵便番号: 3456789

法人名/番号: 保安ネット一般法人
 代表者氏名/個人事業主氏名: 保安 太郎
 本店所在地/印鑑登録証明書住所 (都道府県): 東京都

アカウント種別: gBizメンバー
 電話番号: 08000000000
 連絡先市区町村: 青森市
 代行申請者

氏名: 保安 太郎
 会社部署名/部署名: 青森支部
 連絡先番地等: 2-3-4

氏名フリガナ: ホアン タロウ
 グループ名: デフォルト
 連絡先マンション名等: 青森マンション

代表者生年月日/個人事業主生年月日: ---
 本店所在地/印鑑登録証明書住所 (市区町村): 中央区晴海
 本店所在地/印鑑登録証明書住所 (番地等): 1-8-16

【手順③】

グループ名の項目において、グループ化したい対象のグループを選択します。選択完了後、「保存」を押下すると、アカウントがグループに追加されます。

The screenshot shows a user profile page with the following information:

<p>キャンセル</p> <p>アカウント情報</p> <p>アカウントID XXX@hoan.co.jp</p> <p>生年月日 1970/01/01</p> <p>連絡先都道府県 青森県</p> <p>連絡先郵便番号 3456789</p> <p>法人名/屋号 保安ネット一般法人</p> <p>代表者氏名/個人事業主氏名 保安 太郎</p> <p>本店所在地/印鑑登録証明書住所（都道府県） 東京都</p>	<p>アカウント種別 gBizメンバー</p> <p>電話番号 08000000000</p> <p>連絡先市区町村 青森市</p> <p><input type="checkbox"/> 代行申請者</p> <p>代表者氏名フリガナ/個人事業主氏名フリガナ ホアン タロウ</p> <p>本店所在地/印鑑登録証明書住所（市区町村） 中央区晴海</p>	<p>氏名 保安 太郎</p> <p>会社部署名/部署名 青森支部</p> <p>連絡先番地等 2-3-4</p> <p>代表者生年月日/個人事業主生年月日 —</p> <p>本店所在地/印鑑登録証明書住所（番地等） 1-8-16</p>	<p>氏名フリガナ ホアン タロウ</p> <p>グループ名 デフォルト</p> <p>連絡先マンション名等 青森マンション</p>
--	--	---	--

The '保存' (Save) button in the top right and the 'グループ名' dropdown menu (currently showing 'デフォルト') are highlighted with red boxes.

2-7 アカウント停止時の問合せ先

- ・アカウントが利用できない場合は、「G ビズ ID ヘルプデスク」までお問合せください。詳細は、<https://gbiz-id.go.jp/top/>をご確認ください。

3. 手続ナビ

- ・手続ナビについては、「保安ネット操作マニュアル（利用者向け パート①） 4.手続ナビ」を参照ください。

4. 保安ネット共通機能

4-1 画面レイアウト

・各手続共通の画面レイアウトは以下の通りです。

〔レイアウト画面〕

検索条件入力

アカウント情報

アカウントID: アカウント種別: 氏名: 氏名フリガナ:

生年月日: 電話番号: 会社部署名/部署名: グループ名:

連絡先都道府県: 連絡先市区町村: 連絡先番地等: 連絡先マンション名等:

連絡先郵便番号: 無効なアカウントを含む

検索結果

アカウントID	氏名	会社部署名/部署名	グループ名	アカウント種別	代行申請者	アカウント有効/無効	都道府県	住所
1	@gmail.com	税務部	デフォルト	gBizメンバー	-	有効	東京都	町田市相原町 6 - ...
2	@gmail.com	事業執行課	デフォルト	gBizプライム	-	有効	北海道	札幌市清田区 ○○...

表 3.レイアウト構成

No.	名称	説明
①	保安ネットロゴ	押下するとトップページへ遷移できます。
②	メニューバー	各種メニュー画面へ遷移できます。
③	業務用領域	各種画面で編集を行うことが可能な領域
④	アカウントアイコン	押下すると自身のアカウントの詳細情報を確認できます。
⑤	ログアウト	保安ネットからログアウトできます。
⑥	操作中手続欄	操作中の手続が表示され、クリックすると対象の手続の画面に切り替えができます。 ログアウトをするとクリアされます。

4-2 メニュー

- ・画面左側のメニューバーから各画面に遷移することができます。
- ・各種メニューに関する説明は以下「表 4.メニュー構成」をご参照ください。

〔メニューバー〕

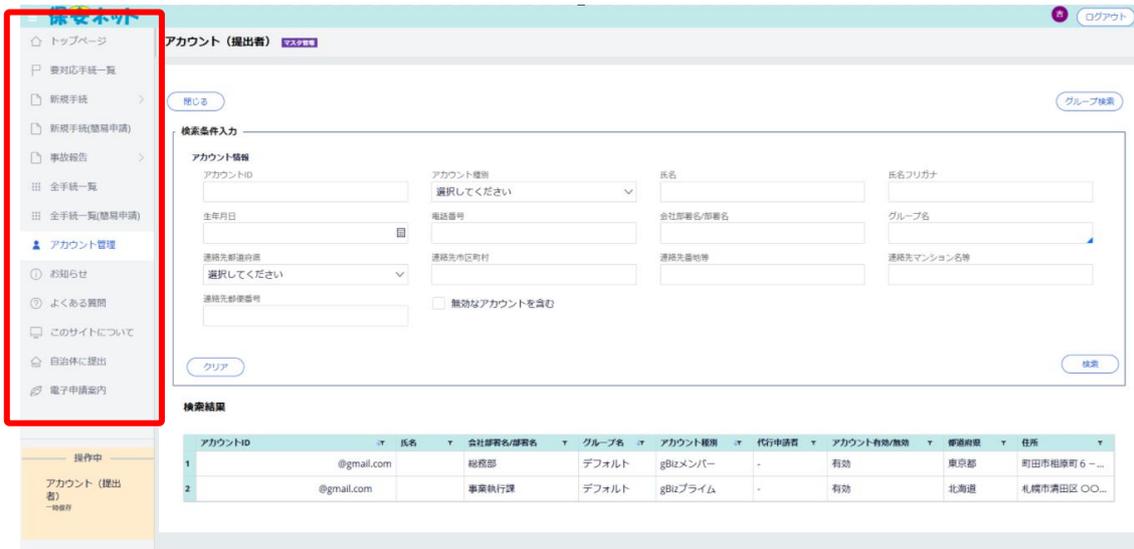


表 4.メニュー構成

メニュー名	説明
 要対応手続一覧	提出した手続のステータスを確認する際にご利用ください。 詳細は「4-4-2.要対応手続一覧」をご参照ください。
 新規手続	新規で手続を提出する際にご利用ください。 詳細は「6-1.新規手続選択」をご参照ください。
 全手続一覧	ログイン時のアカウントおよび、グループ登録されている場合は、同一グループ内の gBiz メンバーアカウントが提出した手続を、確認する際にご利用ください。詳細は「4-4-1.全手続一覧」をご参照ください。
 アカウント管理	グループのアカウント情報を検索する際にご利用ください。 詳細は「2-5.アカウント検索」をご参照ください。
 お知らせ	保安ネット利用時にご確認ください。 詳細は「4-5.お知らせ」をご参照ください。
 よくある質問	保安ネット利用時にご確認ください。 詳細は「4-6.よくある質問」をご参照ください。
 自治体に提出	自治体向け保安ネットに移動する際にご利用ください。 詳細は「【自治体】保安ネット操作マニュアル（利用者向け）」を参照。

<p> 電子申請案内</p>	<p>手続ナビに移動する際にご利用ください。 詳細は保安ネット操作マニュアル（利用者向け パート①） 4.手続ナビ参照。</p>
---	---

4-3 トップページ

- ・トップページには、重要なお知らせや最近よくある質問が表示されます。
- ・ページ左上のメニューボタンの押下により、メニューの表示非表示を切り替えることができます。

〔トップページ画面〕



4-4 手続一覧

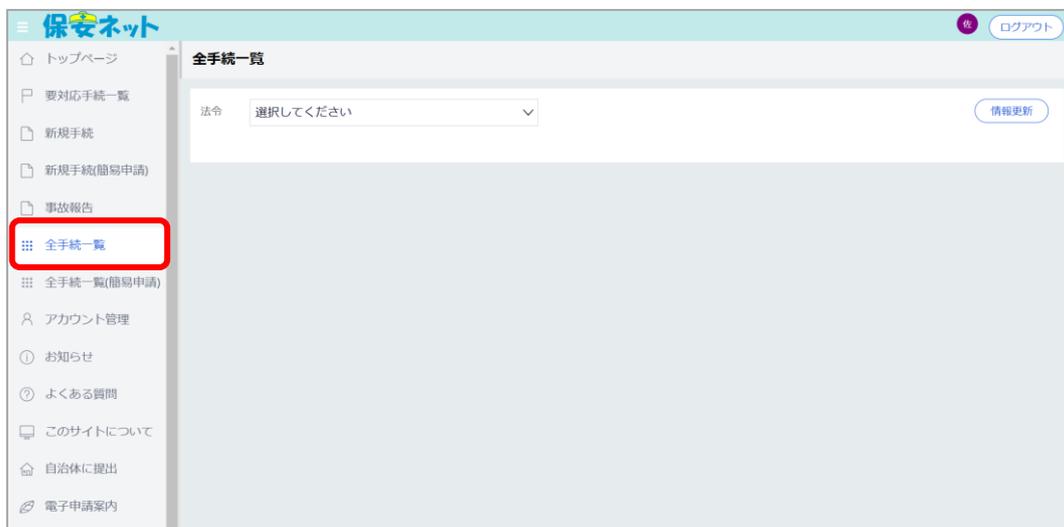
4-4-1. 全手続一覧

- ・ログイン時のアカウントおよび所属法人/グループにおいて入力された手続情報について、手続の情報を一覧で確認できます。
- ・ヘッダーの項目を全て確認する際は、横に画面スクロールを実施いただく必要があります。

【手順①】

メニューバーから全手続一覧を選択します。

〔全手続一覧画面〕

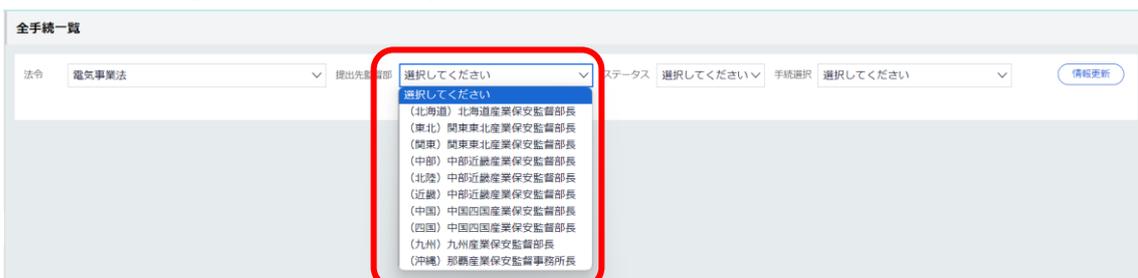


【手順②】

画面遷移後、「法令」から電気事業法を選択いただけます。

必要に応じて、「提出先監督部」と「手続選択」を選択していただき、自身が提出した手続を選択いただけます。なお、CSV 出力を実施する際は、「手続選択」と「提出先監督部」の選択は必須となりますので、ご注意ください。CSV の出力件数は最大 10,000 件となります。

〔全手続一覧画面(提出先監督部選択)〕



〔全手続一覧画面(手続選択)〕



【手順③】

全手続一覧では、一時保存をした提出前の手続や、提出後の手続を含め、全てのステータスの手続を一覧で表示します。ステータスの詳細は「表 5.ステータス」を参照ください。

表 5.ステータス

ステータス	内容
提出前	手続作成後、一時保存を実施し未提出の状態
審査中	手続提出後、監督部/監督署で審査中の状態 ※申請のみ対象となる
仮受付中	手続提出後、監督部/監督署で確認中の状態 ※届出のみ対象となる
審査完了	手続提出後、監督部/監督署で審査が完了した状態 ※申請のみ対象となる
受理完了	手続提出後、監督部/監督署で受付が完了した状態 ※届出のみ対象となる
問合せ	監督部/監督署から問合せを受領した状態
取下げ	手続きが取下げられた状態
事前相談	手数料納付前に申請情報の確認を行っている状態
手数料等事前確認	納付する必要がある手数料等の情報を確認している状態

〔ステータス確認画面（届出）〕

全手続一覧

法令: 電気事業法 | 提出先監督部: (北海道) 北海道産業保安監督部長 | ステータス: 仮受付中 | 手続選択: 事業用電気工作物の保安規程の届出 | 情報更新

手続件数: 11 | 手続情報出力 | 発電所情報出力

ステータス	管理番号	手続名	提出日	受理日	施行日	設置者 法人/個人名称	備考	事業場・都道府県	提出者 法人/個人名称	保安法人名	受理
仮受付中	ELE-A-00012469	事業用電気工作物の保安規程の届出	2020/01/10	2020/01/10	123			東京都			202
仮受付中	ELE-A-00011718	事業用電気工作物の保安規程の届出	2019/12/27	2019/12/27	12			東京都			
仮受付中	ELE-A-00011719	事業用電気工作物の保安規程の届出	2019/12/27	2019/12/27	12			東京都			
仮受付中	ELE-A-00012482	事業用電気工作物の保安規程の届出	2020/01/10	2020/01/10	123			東京都			
仮受付中	ELE-A-00011471	事業用電気工作物の保安規程の届出	2019/12/18	2019/12/18	123			東京都			
仮受付中	ELE-A-00011472	事業用電気工作物の保安規程の届出	2019/12/18	2019/12/18	123			東京都			
仮受付中	ELE-A-00011510	事業用電気工作物の保安規程の届出	2019/12/19	2019/12/19	123			東京都			
仮受付中	ELE-A-00011515	事業用電気工作物の保安規程の届出	2019/12/19	2019/12/19	123			東京都			
仮受付中	ELE-A-00011516	事業用電気工作物の保安規程の届出	2019/12/19	2019/12/19	123			子統括事業場2	001314	東京都	
仮受付中	ELE-A-00011716	事業用電気工作物の保安規程の届出	2019/12/27	2019/12/27	12			子統括事業場	001316	北海道	
仮受付中	ELE-A-00011026	事業用電気工作物の保安規程の届出	2019/12/04	2019/12/04	123			子統括事業場	001316	北海道	

ステータス: 仮受付中
 仮受付前
 事前相談
 手数料等事前確認
 仮受付中
 審査中
 取下げ
 問合せ
 受理完了
 審査完了

4-4-2. 要対応手続一覧

- ・ログイン時のアカウントおよび所属法人/グループにおいて入力された手続情報について、対応が必要な手続きが一覧で確認できます。
- ・小規模事業用電気工作物の届出に関するステータスの一覧は以下「表 6.ステータス一覧」の通りです。

表 6.ステータス一覧

ステータス	内容
提出前	手続作成後、一時保存を実施し未提出の状態
問合せ	所管の監督部/監督署から問合せを受領している状態
事前相談	手数料納付前に審査者からの申請内容の確認・修正依頼を受け取っている状態
手数料等事前確認	審査者が登録した手数料等納付情報の確認を要している状態
簡易申請提出前	簡易申請作成後、一時保存を実施し未提出の状態
簡易申請問合せ	簡易申請について、所管の監督部/監督署から問合せを受領している状態

〔要対応手続一覧画面〕

法令・ステータスを選択します。

選択後、該当する法令・ステータスの情報が一覧で表示されます。

提出日	管理番号	手続名	設置者法人/個人名称	事業場名称	事業場・都道府県	提出者氏名	提出先監督部
	ELE-I-00000385	基礎情報の届出	A-002-4 (gBizエントリー)			テスト	(関東)
	ELE-I-00000424	基礎情報の届出	A-002-8 (gBizエントリー)			テスト	(関東)
	ELE-I-00000426	基礎情報の届出	A-002-8 (gBizエントリー)			テスト	(関東)
	ELE-J-00000069	使用前自己確認結果の届出	A-002-8(gBizエントリー)			テスト	(関東)

4-4-3. ヘッダー

- ・「要対応手続一覧」と「全手続一覧」では、一覧画面上にヘッダーが存在しています。ヘッダーに設定されている項目は、検索やソートが可能です。
- ・検索を実施する場合、検索対象となる項目を押下し、「文字列検索」欄に検索内容を入力いただきます。入力後、適用ボタンを押下すると、検索することができます。

〔ヘッダー画面〕



〔ヘッダー画面（検索）〕



- ・ソートを実施する際は、ヘッダーの項目名を押下する必要があります。
- ・ソートを実施した場合、昇順ならば「↑」マーク、降順ならば「↓」マークが出力されます。

〔ヘッダー画面（ソート）〕



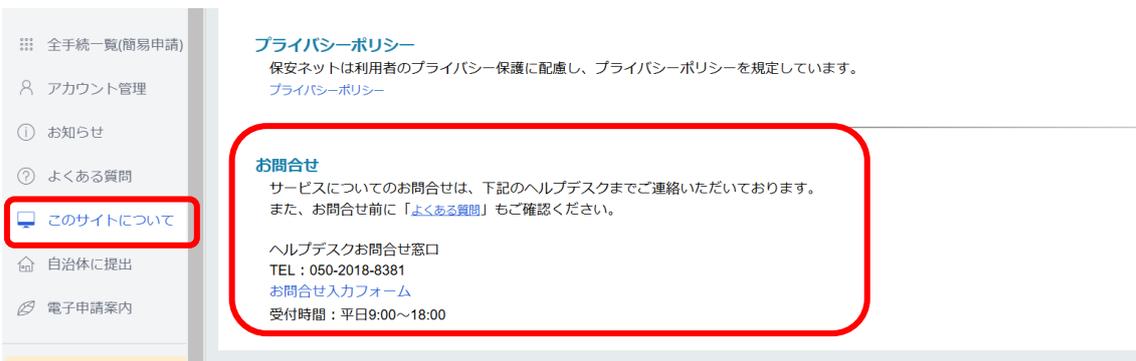
4-5 お知らせ

- ・監督部/監督署からの周知事項が記載されています。
- ・特に重要な事項については、赤い旗のマークが表示されます。



4-6 よくある質問

- ・利用者からよくいただく質問と、その回答が記載されています。
- ・よくある質問に記載されていない内容に関しては、「このサイトについて」からヘルプデスクにお問合せください。



5. 手続共通操作

5-1 操作ボタン

・全手続において共通的に使用する操作ボタンは以下の通りです。

表 7.操作ボタン

アイコン	説明
	<p>一時保存状態の手続や、既に提出済の手続等、審査中の手続であっても、印刷ボタンが表示されているページは全て印刷できます。パソコンの印刷機能で印刷を実施すると、画面レイアウトが正しく表示されないため、印刷の際は必ず印刷ボタンを押下し、印刷機能をご利用ください。</p> <p>Android を搭載したタブレット端末を利用する場合、デフォルト印刷サービスを利用していただく必要があります。デフォルト印刷サービスが搭載されていない端末の場合、プリンタの種類に応じ以下の印刷アプリをインストールしてください。</p> <p>① プリンタの種類が Android Printing、規格対応プリンタの場合： 各プリンタメーカーが Play ストアで配布している専用アプリ</p> <p>②プリンタの種類が規格対応外プリンタの場合： Mopria Print Service 等</p>
	<p>開いている画面を閉じ、直前に表示していた画面に戻ることができます。</p>
	<p>編集した情報を一時的に保存します。再度編集することができます。</p>
	<p>一時保存した情報に上書きして保存します。</p>
	<p>入力した手続の情報に問題ないかを確認することができます。 手続提出前に押下いただけます。</p>
	<p>編集画面の最上部に戻ります。</p>
	<p>添付書類を新規追加できます。</p>
	<p>郵便番号より住所を検索することができます。</p>
	<p>入力した情報を削除することができます。</p>
	<p>提出前の手続の取下げを実行します。</p>

アイコン	説明
	<p>手続を提出することができます。</p>
	<p>ひとつ前の画面に戻ることができます。</p>
	<p>法人名または法人番号から法人情報の検索を検索することができます。</p>
	<p>手数料納付が必要な手続において、審査者に対して手数料納付前に手続情報の確認依頼を提出することができます。</p>
	<p>提出者の情報をコピーし、自動で入力することができます。</p>
	<p>管区や事業場番号、事業場名等から事業場情報を検索することができます。</p>
	<p>審査者に送信する回答内容を確認する画面に遷移します。</p>
	<p>問合せ回答などを完了し、審査者に手続を提出することができます。</p>
	<p>手続に添付するファイルの選択画面が表示されます。複数のファイルを同時に選択することもできます。</p>
	<p>選択したファイルを手続に添付することができます。</p>
	<p>表示内容を最新の情報に更新することができます。</p>
	<p>選択した事業場情報や住所情報を各項目に自動入力することができます。</p>

5-2 エラー

- ・ 手続情報の入力時等に、必須項目が入力されていない場合や、所定の条件が満たされていない場合は、エラーが表示されます。エラーが発生している場合は、提出できません。
- ・ 必須項目に入力がない場合は、入力項目の下部にエラーメッセージが出力されます。
- ・ 必須項目に入力がある場合でも、所定の条件が満たされていない場合、エラーメッセージは、画面上部に表示されます。また、エラーが発生した該当項目の名称とエラー内容が赤字で表示されます。
- ・ 画面上部の「エラー項目へ」を押下することで、エラー該当項目へ遷移することもできます。

〔エラー画面（必須項目に入力がない場合）〕

提出者情報

法人番号の有無★
 有 無

提出日
 ——

法人番号
 1234567890123

法人/個人名称★
 例：（法人の場合）株式会社ほあん

▲ 必須項目を入力してください。

監督部の管轄区域の一覧はこちらへ

提出先監督部★
 （北海道）北海道

「必須項目を入力してください。」と項目の下部にエラーメッセージが出力されます

〔エラー画面（所定の条件が満たされていない場合）〕

基礎情報の届出 提出前

提出者情報・基礎情報を入力し、「確認へ」ボタンを押して確認画面へ進んでください。

エラー項目へ（※クリックするとエラーのある項目に遷移します）

提出者情報を入力してください。

FIT情報から自動入力

FIT情報検索

基礎情報	小規模事業用電気工作物の名称	FIT設備ID
基礎情報(1)		

クリックするとエラーのある項目に遷移します

提出区分
 設置/変更/小規模事業用電気工作物がなくなった場合（廃止）の別★

5-3 ワーニング

- ・ 手続情報の入力時等に入力される内容に応じて、ワーニング（注意喚起）のメッセージが表示されることがあります。
- ・ ワーニングが発生した場合は、画面上部に、提出前に確認する必要のある事項が表示されますので、必要に応じて入力内容を修正し、「上記内容を確認しました。」にチェックを入れて再度「提出」ボタンを押下してください。

〔ワーニング画面〕

基礎情報の届出 **提出前**

・ 入力内容の同意: 要確認事項を確認し、「上記内容を確認しました。」にチェックを入れてください。

提出者情報・基礎情報を入力し、「確認へ」ボタンを押して確認画面へ進んでください。

小規模事業用電気工作物の出力(単位:kW)が稼働中の発電設備の出力合計値と一致していません。
問題ないか確認してください。

上記内容を確認しました。

▲ 要確認事項を確認し、「上記内容を確認しました。」にチェックを入れてください。

提出者情報 基礎情報 添付書類

提出者情報を入力してください。

内容を確認し、問題なければ、
チェックボックスにチェックを入れます

5-4 入力補助機能

5-4-1. 入力補助_入力ガイド

- ・入力時に留意点がある一部項目は、カーソルやマウスポインタを合わせると、補足説明が表示されます。

〔入力ガイド画面〕

基礎情報の届出 提出前

提出者情報

法人番号の有無★ <input type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無	提出者種別★ 選択してください ▼
提出日 ---	🔍 監督部の管轄区域の一覧はこちら ^
法人/個人名称★ 例：（法人の場合）株式会社ほあん	提出先監督部★ 選択してください ▼

個人名称の場合、姓・名の間にも全角スペースを入力してください。（例:山田 太郎）

入力項目に対する補足説明が
表示されます

5-4-2. 入力補助_郵便番号検索

- ・郵便番号から、住所を自動反映することができます。
- ・先頭からの一部入力でも検索できます。

〔郵便番号検索画面（全て入力されている場合）〕

The image shows two screenshots of a web form for postal code search. The top screenshot shows the initial state where the postal code '1008901' is entered in the '郵便番号(ハイフンなし)' field. A red dashed arrow points from the '郵便番号検索' button in this state to the bottom screenshot. In the bottom screenshot, the form is auto-filled: '東京都' is selected in the '都道府県' dropdown, and '千代田区麹が関1丁目3-1' is entered in the '市区町村以降住所' field. A blue callout box points to these auto-filled fields.

郵便番号(ハイフンなし)
1008901

郵便番号検索 クリア

都道府県★
選択してください

市区町村以降住所★
例：港区0-1-0××ビル

法人代表者氏名★
例：山田 太郎

法人代表者氏名フリガナ
例：ヤマダ タロウ

郵便番号(ハイフンなし)
1008901

郵便番号検索 クリア

都道府県★
東京都

市区町村以降住所★
千代田区麹が関1丁目3-1

自動で都道府県、市区町村以降住所に設定されます。

〔郵便番号検索画面（一部入力の場合）〕

郵便番号(ハイフンなし)
1008

郵便番号検索 クリア

都道府県*
選択してください

市区町村以降住所*
例：港区0-1-0xxビル

基礎情報の届出

法人番号
7010401001556

法人代表者の役職*
例：代表取締役社長

法人代表者氏名*
サンプル 太郎

郵便番号(ハイフンなし)
例：1112222

郵便番号検索

検索結果が多すぎます。郵便番号を詳細に入力してください。

該当する住所を選択し、設定ボタンをお押しください

郵便番号	都道府県	市区町村	町域	番地	注釈
1008019	東京都	千代田区	大手町	2-3-1大手町プレイスイーストタワー	
1008050	東京都	千代田区	大手町	二丁目6番4号常盤橋タワー	
1008051	東京都	千代田区	一ツ橋	1丁目1-1	
1008055	東京都	千代田区	大手町	1-7-1	
1008065	東京都	千代田区	大手町	1-3-7	
1008066	東京都	千代田区	大手町	1丁目3-7	
1008070	東京都	千代田区	大手町	1丁目9番9号大手町フィナンシャルシティ・ノースタワー	
1008077	東京都	千代田区	大手町	1丁目7-2	
1008078	東京都	千代田区	大手町	1丁目7-2	
1008079	東京都	千代田区	大手町	1丁目7-2	
1008080	東京都	千代田区	大手町	1-7-1	読売新聞ビル内
1008086	東京都	千代田区	丸の内	2丁目3-1	
1008088	東京都	千代田区	大手町	1-4-2	
1008101	東京都	千代田区	大手町	2丁目9番2号大手町プレイスイーストタワー11F	
1008102	東京都	千代田区	大手町	1丁目3-3	

閉じる 設定

行を選択し、設定ボタンを押下
いただけます。

5-4-3. 入力補助_複写

- 一度提出したことのある手続は、二回目以降の提出時に過去の提出内容を複写することができます。この機能により、一から手続情報を入力することなく、複写元の手続の内容を利用しながら入力することができます。

【手順①】

データ一覧の全手続一覧より複写作成対象の法令・手続選択・提出先監督部を選択します。

ステータス	管理番号	手続名	提出日	受理日	施行日	設置者 法人/個人名称	事業場名称	事業場番号	事業場・都道府県	提出者 法人/個人名称	保安法人名	受理番号
取下げ	ELE-I-00001290	基礎情報の届出	2023/09/13			〇〇株式会社				〇〇株式会社		
受理完了	ELE-I-00001289	基礎情報の届出	2023/09/12	2023/09/12		〇〇株式会社				〇〇株式会社		20230912-ELE-I-00000002
仮受付中	ELE-I-00001288	基礎情報の届出	2023/09/12			〇〇株式会社				〇〇株式会社		

【手順②】

該当の手続の複写ボタンを押下いただくと、ポップアップが表示されるため「OK」ボタンを押下いただきます。

の内容

複写を実行しますか？

OK キャンセル 複写 印刷

閉じる

提出者情報 基礎情報 添付書類

FIT情報から自動入力

基礎情報	小規模事業用電気工作物の名称	FIT設備ID
基礎情報(1)	B	AL45800C13

提出区分

設置/変更/廃止の別
変更

提出者情報

法人番号の有無 有	提出者種別 法人
--------------	-------------

設置者情報

法人番号の有無 有	設置者種別 ---
--------------	--------------

【手順③】

- ・詳細画面が表示されます。参照元の手続から複写された項目には既に値が設定されているため、未設定の項目および修正が必要な項目を編集いただき、提出します。
- ・小規模事業用電気工作物に係る届出の複写対象外項目は以下の通りです。タブに関する詳細は「5-2.タブ」をご確認ください。

- 基礎情報の届出
 - ✓ 提出者情報タブの「提出者情報」
 - ✓ 基礎情報タブの「小規模事業用電気工作物番号」
 - ✓ 添付書類タブの添付書類
- 使用前自己確認結果の届出
 - ✓ 提出者情報タブの「提出者情報」
 - ✓ 使用前自己確認結果情報タブの「小規模事業用電気工作物番号」
 - ✓ 添付書類タブの添付書類

提出者情報タブの「提出者情報」の一部については、アカウント情報から自動的に設定されます。

基礎情報の届出 提出書

<p>新設・譲渡（譲り受け設置者）の場合は【設置】、基礎情報の変更の場合は【変更】、廃止（除去等）・譲渡（譲り渡し設置者）・小規模事業用電気工作物でなくなった場合は【小規模事業用電気工作物でなくなった場合】、既設置の場合は【小規模事業用電気工作物既設置届出書】を選択し、【監督部への連絡事項】欄に詳細情報を入力してください。</p> <p>例) 【設置】新設の場合：「新設：〇〇年〇月〇日使用開始予定」</p> <p>例) 【設置】譲渡（譲り受け設置者）の場合： 「譲渡：〇〇株式会社 から譲り受け」</p> <p>例) 【小規模事業用電気工作物でなくなった場合】譲渡（譲り渡し設置者）の場合： 「譲渡：〇〇株式会社 へ譲り渡し」</p> <p>例) 【小規模事業用電気工作物既設置届出書】既設置の場合： 「既設置：〇〇年〇月〇日使用開始」</p> <p>【変更】を選択時、入力欄の背景色赤色の項目は、変更事項の必須項目を示します。 【変更】の場合は、変更後の情報を入力してください。</p>	<p>設置/変更/小規模事業用電気工作物でなくなった場合の別の詳細は、以下のとおり。</p> <p>【設置】：様式第4-6の2（第5-7条関係） 「小規模事業用電気工作物設置届出書」 電気事業法第4-6条第1項の規定により次のとおり届け出ます。</p> <p>【変更】：様式第4-6の2の2（第5-8条関係） 「小規模事業用電気工作物変更届出書」 次のお小規模事業用電気工作物に係る届出事項を変更したので、電気事業法第4-6条第2項第1号の規定により届け出ます。</p> <p>【小規模事業用電気工作物でなくなった場合】：様式第4-6の2の3（第5-8条関係）</p>
--	--

**提出者情報の一部は、アカウント情報から反映されます。
複写対象外の項目については、各自で入力します。**

<p>提出者情報</p> <p>法人番号の有無 *</p> <p><input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無</p> <p>提出日</p> <p>法人番号 1234567890123</p>	<p>設置者情報</p> <p>提出者情報コピー</p> <p>法人番号の有無 *</p> <p><input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無</p> <p>設置者種別 *</p> <p>法人 ▼</p> <p>法人番号 1234567890123</p> <p>法人/個人名称 *</p> <p>株式会社サンプル</p>
--	---

5-4-4. 入力補助_日付入力

・生年月日等の日付入力について、カレンダーマークより選択可能です。なお、カレンダーから選択せず直接入力いただくことも可能です。

生年月日*

2019 11月

日	月	火	水	木	金	土
27	28	29	30	31	1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
1	2	3	4	5	6	7

▼ 今日 × 閉じる

・カレンダーマークを押下いただくと、詳細なカレンダーが表示されます。日付を選択して入力してください。

・項目を選択し、直接入力していただくことも可能です。

5-5 添付書類のアップロード

- ・ファイルを添付する前に、事前に一時保存を実施する必要があります。そのため、新規に作成している手続の場合、一時保存ボタンを押下してください。
- ・手続情報として添付書類が必要な場合は、電子媒体のファイルを添付書類として、アップロードします。
- ・添付書類は1ファイルにつき最大10MB、ファイル名は半角全角問わず59字以内です。
- ・添付ファイル名に半角の「!\$'() ; [] { }」は使用できません。
- ・ファイルの拡張子は小文字にしてください。提出可能な拡張子については「表 8.添付書類アイコン一覧」の説明欄を参照してください。
- ・1手続あたり10ファイルまで添付可能です。

【手順①】

詳細画面の「添付書類」タブを表示後、アップロード対象の書類のチェックボックスにチェックを入れます。

基礎情報の届出 提出済

閉じる 印刷 一時保存 確認へ

提出者情報・基礎情報を入力し、「確認へ」ボタンを押して確認画面へ進んでください。

提出者情報 基礎情報 **添付書類**

必要な添付書類をアップロードしてください。

点検頻度に関する書類 *

新規追加

ファイル名
対象が存在しません

必要な添付書類をアップロードし、チェックボックスにチェックを入れます。

【手順②】

ファイルを添付するために、「新規追加」ボタンを押下し、ファイル選択画面を開きます。

※手続が保存されていない場合は、「一時保存」ボタンを押下してから、ファイル添付を行ってください。

基礎情報の届出 提出済

閉じる 印刷 一時保存 確認へ

提出者情報・基礎情報を入力し、「確認へ」ボタンを押して確認画面へ進んでください。

提出者情報 基礎情報 添付書類

必要な添付書類をアップロードしてください。

点検頻度に関する書類 *

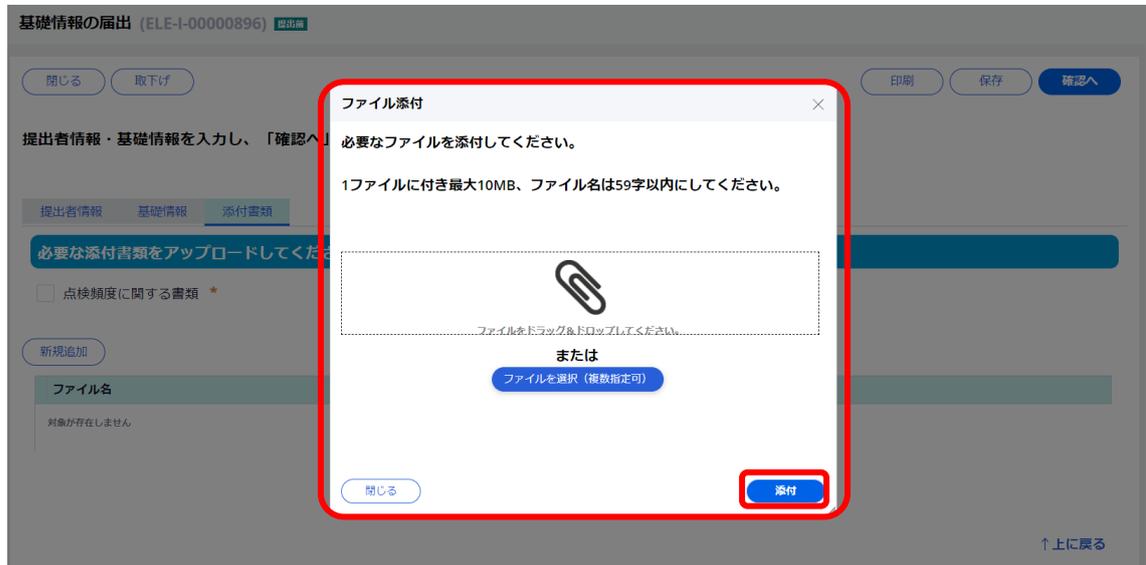
新規追加

ファイル名
対象が存在しません

【手順③】

アップロードするファイルを選択いただきます。

必要に応じ、ファイル名の変更、登録する際のカテゴリ選択、不要なファイルの削除を実施します。



【手順④】

「添付」ボタンを押下し、添付を完了します。

必要に応じ、不要なファイルの削除やプレビューもしくはダウンロードにより添付内容が確認できます。

添付書類の内容確認は、アイコンを押下いただくと可能となります。

アイコンの一覧は「表 8.添付書類アイコン一覧」をご参照ください。

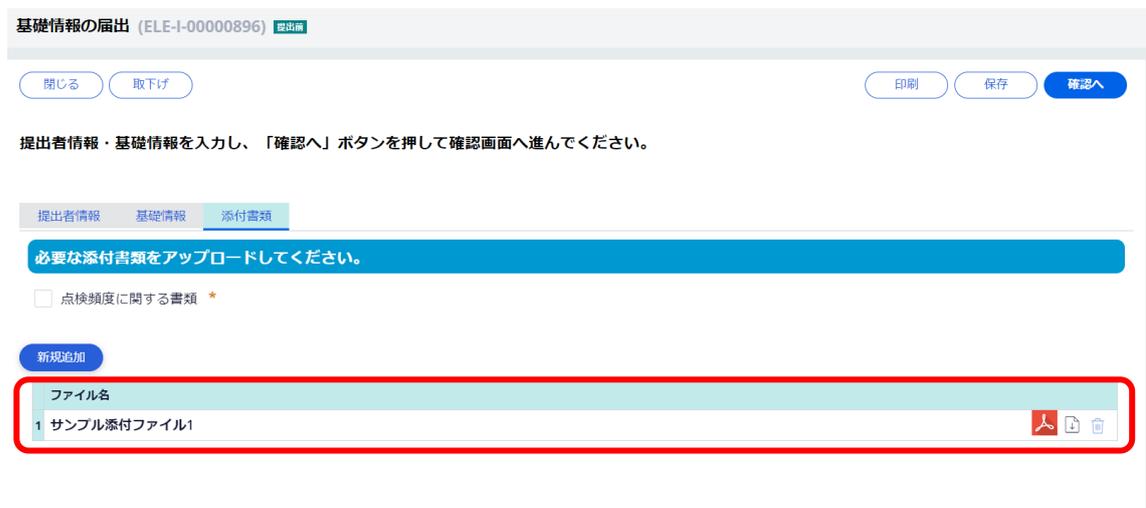


表 8.添付書類アイコン一覧

アイコン	説明	プレビュー表示	ダウンロード
	拡張子が pdf のファイル添付時に表示されます。	○	○
	拡張子が xls,xlsx のファイル添付時に表示されます。	×	○
	拡張子が doc, docx のファイル添付時に表示されます。	×	○
	拡張子が txt のファイル添付時に表示されます。	×	○
	拡張子が rtf, csv, tsv のファイル添付時に表示されます。	×	○
	拡張子が png, bmp, jpeg, jpg, tif, tiff のファイル添付時に表示されます。	○ ※tif,tiff の場合は不可	○
	拡張子が ppt, pptx のファイル添付時に表示されます。	×	○

6. 小規模事業用電気工作物の届出に係る操作

6-1 新規手続選択

- ・小規模事業用電気工作物の届出を新規に提出する際は、新規手続のメニューを押下し、「電気事業法」の手続を選択いただけます。
- ・電気事業法の手続選択画面で小規模事業用電気工作物（太陽電池、風力発電設備）の手続を選択し、「メニューを表示」ボタンを押下いただけます。
- ・小規模事業用電気工作物の選択肢の概要は、以下「表 9.手続一覧」をご参照ください。

表 9.手続一覧

新規手続選択画面	申請対象の手続
基礎情報の届出/変更の届出と使用前自己確認結果の届出	基礎情報の届出および使用前自己確認結果の届出の同時提出 (参照 5-5.同時提出)
基礎情報の届出/変更/廃止の届出（譲渡を含む）	基礎情報の届出
使用前自己確認結果の届出	使用前自己確認結果の届出

〔新規手続画面〕

保安ネット

トップページ

重要なお知らせはございません。

基本操作 電気事業法 ガス事業法 製品安全4法 (PSE・PSC・PSTG・PSLPG)

Q. 手続を提出したが、内容が間違っていたため修正したい
 A. 提出後の手続は、提出者からは自由に編集できないようになっております。
 修正が必要な場合は、提出先の監督部にご連絡ください。
 なお、電気事業法の手続を取下げの場合は、「電気事業法」タブを参照し、ヘルプ

各監督部・経産局の連絡先はこちら

手続選択

手続

事業用電気工作物の手続

小規模事業用電気工作物の手続

注：
 「小規模事業用電気工作物」とは、下記に該当する電気工作物を指します。
 ・太陽電池発電設備：10kW以上50kW未満
 ・風力発電設備：20kW未満

手続選択

手続

事業用電気工作物の手続

小規模事業用電気工作物の手続

基礎情報の届出/変更の届出と使用前自己確認結果の届出

基礎情報の届出/変更/廃止の届出（譲渡を含む）

使用前自己確認結果の届出

注：
 「小規模事業用電気工作物」とは、下記に該当する電気工作物を指します。
 ・太陽電池発電設備：10kW以上50kW未満
 ・風力発電設備：20kW未満

6-2 タブ

- ・ 手続画面において、タブの切り替えにより手続情報を確認することができます。
- ・ 各届出を構成するタブは表 10、11 をご参照ください。

表 10.入カタブ一覧(基礎情報の届出)

入カタブ名	説明
提出者情報	各手続において、アカウント情報をベースに利用者の情報を入力する提出者情報画面に遷移します。
基礎情報	「基礎情報の届出」において、小規模事業用電気工作物の詳細情報を入力する画面に遷移します。
添付書類	各手続において、添付書類をアップロードする詳細画面に遷移します。

表 11.入カタブ一覧(使用前自己確認結果の届出)

入カタブ名	説明
提出者情報	各手続において、アカウント情報をベースに利用者の情報を入力する提出者情報画面に遷移します。
確認者情報	確認者の詳細情報を入力する画面に遷移します。
使用前自己確認結果情報	使用前自己確認結果の詳細情報および別紙の詳細を入力する画面に遷移します。
添付書類	各手続において、添付書類をアップロードする詳細画面に遷移します。

6-3 届出提出の流れ

- ・届出の提出手順について、「基礎情報の届出」を例にご説明いたします。

【手順①】

新規手続で「法令」と「手続」を選択後、詳細画面の「提出者情報」タブに申請情報を入力します。法人番号・代表者氏名・住所等の提出者および設置者の情報はログイン時のアカウントから自動反映されます。

基礎情報の届出 戻る

提出者情報
基礎情報
添付書類

提出者情報を入力してください。

FIT情報から自動入力

FIT情報検索

基礎情報	小規模事業用電気工作物の名称	FIT設備ID
基礎情報(1)		

届出区分

設置/変更/小規模事業用電気工作物でなくなった場合（廃止）の別 *

設置
 変更
 小規模事業用電気工作物でなくなった場合（廃止）

2023/3/20以前から既に設置されている場合（FIT認定に係るものを除く）は、チェックを入れてください。

小規模事業用電気工作物既設置届出書

新設・譲渡（譲り受け設置者）の場合は【設置】、基礎情報の変更の場合は【変更】、廃止（除去等）・譲渡（譲り渡し設置者）・小規模事業用電気工作物でなくなったときは【小規模事業用電気工作物でなくなった場合】、既設置の場合は【小規模事業用電気工作物既設置届出書】を選択し、【監督部への連絡事項】欄に詳細情報を入力してください。

例) 【設置】新設の場合：「新設：○○年○月○日使用開始予定」
 例) 【設置】譲渡（譲り受け設置者）の場合：
 「譲渡：○○株式会社 から譲り受け」
 例) 【小規模事業用電気工作物でなくなった場合】譲渡（譲り渡し設置者）の場合：
 「譲渡：□□株式会社へ譲り渡し」
 例) 【小規模事業用電気工作物既設置届出書】既設置の場合：
 「既設置：○○年○月○日使用開始」

【変更】を選択時、入力欄の背景色赤色の項目は、変更事項の必須項目を示します。
 【変更】の場合は、変更後の情報を入力してください。

設置/変更/小規模事業用電気工作物でなくなった場合の別の詳細は、以下のとおり。

【設置】：様式第46の2（第57条関係）
 「小規模事業用電気工作物設置届出書」
 電気事業法第46条第1項の規定により次とおり届け出ます。

【変更】：様式第46の2の2（第58条関係）
 「小規模事業用電気工作物変更届出書」
 次とおり小規模事業用電気工作物に係る届出事項を変更したため、
 電気事業法第46条第2項第1号の規定により届け出ます。

【小規模事業用電気工作物でなくなった場合】：様式第46の2の3（第58条関係）
 「小規模事業用電気工作物でなくなった場合の届出書」
 次とおり届出に係る小規模事業用電気工作物が小規模事業用電気工作物でなくなったので、
 電気事業法第46条第2項第2号の規定により届け出ます。

【小規模事業用電気工作物既設置届出書】：別記様式（第2条関係）
 「小規模事業用電気工作物既設置届出書」
 高圧ガス保安法等の一部を改正する法律附則第4条第1項の規定により
 次とおり届け出ます。

提出者情報

法人番号の有無 *

有
 無

提出日

🔍 監督部の管轄区域の一覧はこちらへ
 提出先監督部 *
 選択してください

法人番号
1234567890123

設置者情報

提出者情報コピー

法人番号の有無 *

有
 無

設置者種別 *
 選択してください

法人番号
1234567890123

法人個人名称 *

例：（法人の場合） 株式会社ほあん

39

【手順②】

「基礎情報」タブに手続情報を入力します。

基礎情報の届出 (ELE-I-00000896) 提出済

提出者情報 **基礎情報** 添付書類

基礎情報を入力してください。

基礎情報を追加

基礎情報(1)

設備情報

譲渡された小規模事業用電気工作物

小規模事業用電気工作物番号

小規模事業用電気工作物の設置の場所郵便番号(ハイフンなし)
2222222

小規模事業用電気工作物の設置の場所都道府県*
東京都

小規模事業用電気工作物の名称*
ABC事業場

郵便番号検索 クリア

小規模事業用電気工作物の設置の場所市区町村以降住所*
港区0-1-0 xxビル

【手順③】

「添付書類」タブで、一時保存ボタンを押下後、申請に必要な書類を添付します。添付後に、添付書類の内容を確認することができます。詳細は「4-5.添付書類のアップロード」をご参照ください。

基礎情報の届出 (ELE-I-00000896) 提出済

提出者情報 基礎情報 **添付書類**

必要な添付書類をアップロードしてください。

点検頻度に関する書類 *

新規追加

ファイル名
1 サンプル添付ファイル1

【手順④】

入力および書類添付が完了したら、「確認へ」ボタンを押下いただけます。

基礎情報の届出 (ELE-I-00000896) [提出書](#)

提出者情報・基礎情報を入力し、「確認へ」ボタンを押して確認画面へ進んでください。

提出者情報 基礎情報 添付書類

必要な添付書類をアップロードしてください。

点検頻度に関する書類 *

新規追加

ファイル名
1 サンプル添付ファイル1

[↑ 上に戻る](#)

【手順⑤】

手続内容確認画面に遷移します。入力内容を確認し、問題なければ「提出」ボタンを押下いただけます。

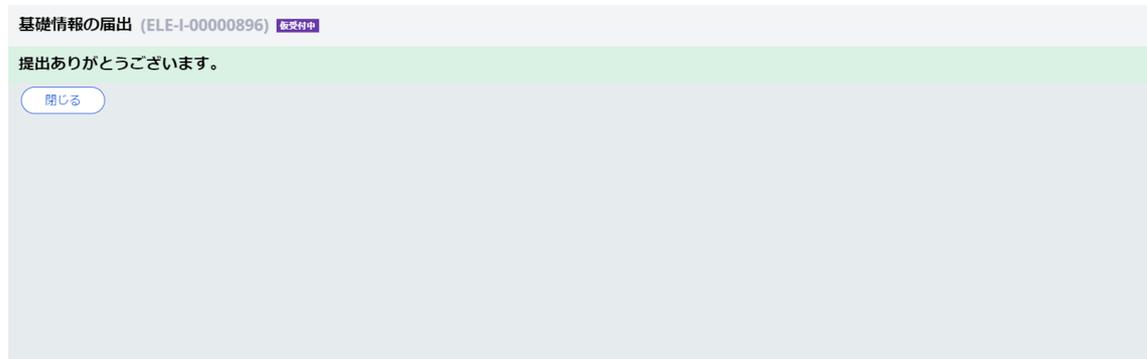
基礎情報の届出 (ELE-I-00000896) [提出書](#)

市区町村以降住所 港区0-1-0 xxBビル	連絡先電話番号(ハイフンなし) ---	連絡先メールアドレス test@test
連絡先電話番号(ハイフンなし) 09011111111	連絡先メールアドレス test@test	その他連絡先電話番号(ハイフンなし) ---
その他連絡先電話番号(ハイフンなし) ---	提出者氏名 山田 太郎	提出者氏名フリガナ ---
提出者氏名 山田 太郎	提出者電話番号(ハイフンなし) 09022222222	提出者メールアドレス test@test
監督部への連絡事項 ---		

[↑ 上に戻る](#)

【手順⑥】

提出が完了すると「提出ありがとうございます。」の画面が表示されます。また、提出者情報タブ「提出者メールアドレス」に記載のメールアドレスに提出完了メールが送信されます。



〔提出完了メール〕

<<提出者>> 様

このたびは保安ネットをご利用いただき、ありがとうございます。

手続の提出が完了しました。
下記URLから保安ネットにログインし、全手続一覧から手続の審査状況を確認することができます。
手続の審査状況にアップデートがございましたら、改めてお知らせします。

管理番号：<<管理番号>>
手続名：<<手続名>>

ログイン画面URL：<<保安ネットのURL>>

※当メールの内容にお心当たりのない方は大変お手数ですが下記までご連絡ください。
※このメールアドレスは送信専用のメールアドレスのため、
ご返信いただいても回答いたしかねますので、ご注意ください。

本件についてご不明な点などございましたら、下記までお問い合わせください。
<ヘルプデスクお問合せ先>
050-2018-8381
<受付時間>
平日9:00～18:00

6-3-1. 各手続きの注意点(基礎情報の届出)

① 提出者情報タブの入力時

・保安ネットにおいて、手続選択時は「基礎情報の届出/変更/廃止の届出（譲渡を含む）」と変更時・廃止時も同じ入り口となっております。そのため、手続情報入力時に「提出者情報」タブの項目「提出区分-設置/変更/小規模事業用電気工作物でなくなった場合（廃止）の別」で、以下3つのうち1つを選択していただく必要があります。

- 「設置」：新設・譲渡(譲り受け設置者)の場合に選択
- 「変更」：基礎情報の変更の場合に選択
- 「小規模事業用電気工作物でなくなった場合(廃止)」：工作物の撤去・譲渡(譲り渡し設置者)・小規模事業用電気工作物でなくなった場合に選択

・令和5年3月20日以前に既に設置されており、FIT認定に係るもの以外の小規模事業用電気工作物の届出の場合は、「小規模事業用電気工作物既設置届出書」にチェックを入れてください。

〔画面イメージ(基礎情報-提出者情報タブ-提出区分)〕

基礎情報の届出 提出済

提出区分

設置/変更/小規模事業用電気工作物でなくなった場合（廃止）の別*

設置
 変更
 小規模事業用電気工作物でなくなった場合（廃止）

2023/3/20以前から既に設置されている場合（FIT認定に係るものを除く）は、チェックを入れてください。

小規模事業用電気工作物既設置届出書

新設・譲渡（譲り受け設置者）の場合は【設置】、基礎情報の変更の場合は【変更】、廃止（撤去等）・譲渡（譲り渡し設置者）・小規模事業用電気工作物でなくなった場合は【小規模事業用電気工作物でなくなった場合】、既設置の場合は【小規模事業用電気工作物既設置届出書】を選択し、【監督部への連絡事項】欄に詳細情報を入力してください。

例) 【設置】新設の場合：「新設：○○年○月○日使用開始予定」

例) 【設置】譲渡（譲り受け設置者）の場合：
「譲渡：○○株式会社 から譲り受け」

例) 【小規模事業用電気工作物でなくなった場合】譲渡（譲り渡し設置者）の場合：
「譲渡：□□株式会社 へ譲り渡し」

例) 【小規模事業用電気工作物既設置届出書】既設置の場合：
「既設置：○○年○月○日使用開始」

【変更】を選択時、入力欄の背景色赤色の項目は、変更事項の必須項目を示します。
【変更】の場合は、変更後の情報を入力してください。

設置/変更/小規模事業用電気工作物でなくなった場合の別の詳細は、以下のとおり。

【設置】：様式第46の2（第57条関係）
「小規模事業用電気工作物設置届出書」
電気事業法第46条第1項の規定により次とおり届け出ます。

【変更】：様式第46の2の2（第58条関係）
「小規模事業用電気工作物変更届出書」
次とおり小規模事業用電気工作物に係る届出事項を変更したため、電気事業法第46条第2項第1号の規定により届け出ます。

【小規模事業用電気工作物でなくなった場合】：様式第46の2の3（第58条関係）
「小規模事業用電気工作物でなくなった場合の届出書」
次とおり届出に係る小規模事業用電気工作物が小規模事業用電気工作物でなくなったため、電気事業法第46条第2項第2号の規定により届け出ます。

【小規模事業用電気工作物既設置届出書】：別記様式（第2条関係）
「小規模事業用電気工作物既設置届出書」
高圧ガス保安法等の一部を改正する法律附則第4条第1項の規定により次とおり届け出ます。

・「設置/変更/小規模事業用電気工作物でなくなった場合(廃止)の別」を変更した場合、基礎情報タブの情報がクリアされます。操作間違いを防ぐために、こまめに保存することを推奨します。

・各提出区分の詳細は以下の通りです。

表 12.提出区分詳細

提出区分	詳細
設置	様式第46の2（第57条関係） 「小規模事業用電気工作物設置届出書」 電気事業法第46条第1項の規定による届出
設置-小規模事業用電気工作物既設置届出書	別記様式（第2条関係） 「小規模事業用電気工作物既設置届出書」 高圧ガス保安法等の一部を改正する法律附則第4条第1項の規定による届出
変更	様式第46の2の2（第58条関係） 「小規模事業用電気工作物変更届出書」 電気事業法第46条第2項第1号の規定による届出
小規模事業用電気工作物でなくなった場合(廃止)	様式第46の2の3（第58条関係） 「小規模事業用電気工作物でなくなった場合の届出書」 電気事業法第46条第2項第2号の規定による届出

・提出区分の選択後、以下の記載例を参考に「監督部への連絡事項」欄に詳細情報を入力してください。

例) 【設置】新設の場合：「新設：〇〇年〇月〇日使用開始予定」

例) 【設置】譲渡（譲り受け設置者）の場合：「譲渡：〇〇株式会社 から譲り受け」

例) 【小規模事業用電気工作物でなくなった場合】譲渡（譲り渡し設置者）の場合：
「譲渡：□□株式会社 へ譲り渡し」

例) 【設置-小規模事業用電気工作物既設置届出書】既設置の場合：
「既設置：〇〇年〇月〇日使用開始」

〔画面イメージ(基礎情報の届出-提出者情報タブ下部-監督部への連絡事項)〕

監督部への連絡事項

新設：令和5年4月1日使用開始予定

② 基礎情報タブの入力時

設置者情報が同一の小規模事業用電気工作物は、一件の手續に最大 50 件の基礎情報をまとめて提出することができます。複数の基礎情報を提出する場合は、基礎情報タブ「基礎情報を追加」ボタンを押下してください。不要な基礎情報を削除する場合は「基礎情報(x)を削除」を押下してください。

※「基礎情報(x)を削除」ボタンは基礎情報が複数件存在する場合のみ表示されます。

基礎情報の届出 印刷 一時保存 確認へ

閉じる

提出者情報・基礎情報を入力し、「確認へ」ボタンを押して確認画面へ進んでください。

提出者情報 基礎情報 添付書類

基礎情報を入力してください。

基礎情報を追加

基礎情報(1) 基礎情報(1)を削除

設備情報

小規模事業用電気工作物の名称★
例：ABC地区発電設備

「基礎情報を追加」ボタンを押下すると、基礎情報ページが一件追加されます。

「基礎情報(x)を削除」ボタンを押下すると、表示している基礎情報ページが削除されます。

③ 添付書類タブの入力時

添付が必要となる資料は以下「表 13.基礎情報の届出_添付書類」の通りです。

表 13.基礎情報の届出_添付書類

添付書類	添付条件
点検頻度に関する書類	・点検頻度が「自ら定めた点検頻度に基づき実施」の場合はご提出ください。

6-3-2. 各手続きの注意点(使用前自己確認結果の届出)

① 確認者情報タブの入力時

使用前自己確認結果を提出する小規模事業用電気工作物に対し、確認に係る業務実施者が複数存在する場合、確認者情報タブより最大 50 件の確認者情報を登録することができます。ここで登録した情報は、「③使用前自己確認結果の別紙」の「確認者」欄の選択肢として表示されます。

不要な確認者情報を削除する場合は「確認者情報(x)を削除」を押下してください。

※「確認者情報(x)を削除」ボタンは確認者情報が複数件存在する場合のみ表示されます。

使用前自己確認結果の届出 届出済

閉じる 印刷 別紙印刷 一時保存 確認へ

提出者情報・確認者情報・使用前自己確認結果情報を入力、添付書類をアップロードし、「確認へ」ボタンを押して確認画面へ進んでください。

提出者情報 確認者情報 使用前自己確認結果情報 添付書類

使用前自己確認結果届出の別紙に係る確認者情報を入力してください。

確認者情報を追加 << < 1 /2 > >>

確認者情報(1)

確認者情報(1)を削除

「確認者情報を追加」ボタンを押下すると、確認者情報ページが一件追加されます。

「確認者情報(x)を削除」ボタンを押下すると、表示している確認者情報ページが削除されます。

確認者(設置者)の氏名フリガナ
例：ヤマダ タロウ

② 使用前自己確認結果情報タブの入力時

設置者情報が同一の小規模事業用電気工作物は、一度に最大 50 件の使用前自己確認結果情報を提出することができます。複数の使用前自己確認結果情報を提出する場合は、使用前自己確認結果情報タブ「使用前自己確認結果を追加」ボタンを押下してください。

不要な使用前自己確認結果情報を削除する場合は「使用前自己確認結果(x)を削除」を押下してください。

※「使用前自己確認結果情報(x)を削除」ボタンは使用前自己確認結果情報が複数件存在する場合のみ表示されます。

使用前自己確認結果の届出 提出済

閉じる 印刷 別紙印刷 一時保存 確認へ

提出者情報・確認者情報・使用前自己確認結果情報を入力、添付書類をアップロードし、「確認へ」ボタンを押して確認画面へ進んでください。

提出者情報 確認者情報 使用前自己確認結果情報 添付書類

使用前自己確認結果情報を入力してください。

← 使用前自己確認結果を追加

使用前自己確認結果情報(1) 使用前自己確認結果情報(1)を削除

小規模事業用電気工作物の名称★
例：ABC地区発電設備

「使用前自己確認結果情報を追加」ボタンを押下すると、使用前自己確認結果情報ページが一件追加されます。

「使用前自己確認結果情報(x)を削除」ボタンを押下すると、表示している使用前自己確認結果情報ページが削除されます。

根拠条文は、提出する使用前自己確認結果情報に対応するものをご選択いただけます。
 根拠条文とその詳細は「表 14.根拠条文_太陽電池」「表 15.根拠条文_風力」の通りです。

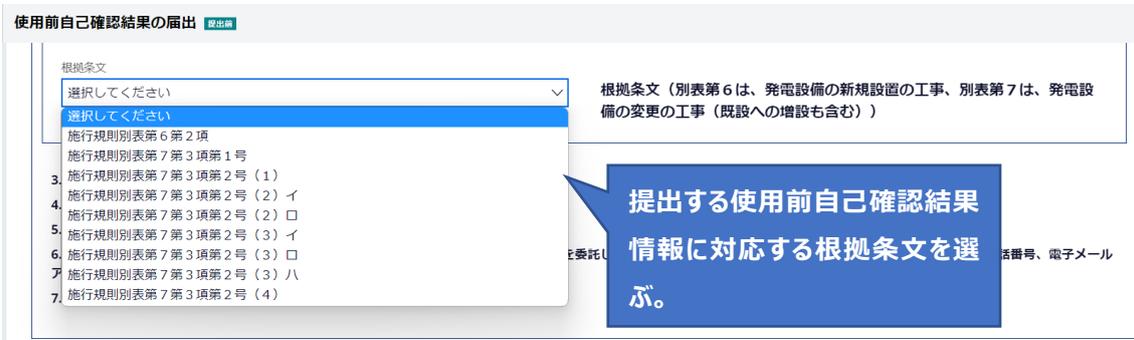


表 14.根拠条文_太陽電池

根拠条文	詳細
施行規則別表第 6 第 2 項	太陽電池発電所又は太陽電池発電設備における設置 > 出力 10kW 以上 2,000kW 未満のもの
施行規則別表第 7 第 3 項第 1 号	太陽電池発電所又は太陽電池発電設備における変更 > 出力 10kW 以上 2,000kW 未満の発電設備の設置（5%以上の出力の変更を伴うものに限る。）
施行規則別表第 7 第 3 項第 2 号 (1)	太陽電池発電所又は太陽電池発電設備における変更 > 発電設備の設置以外の変更 >> 出力 10kW 以上 2,000kW 未満の太陽電池の設置
施行規則別表第 7 第 3 項第 2 号 (2) イ	太陽電池発電所又は太陽電池発電設備における変更 > 発電設備の設置以外の変更 >> 出力 10kW 以上 2,000kW 未満の太陽電池の取替え >>> 支持物の工事を伴うもの

根拠条文	詳細
施行規則別表第 7 第 3 項第 2 号 (2) ロ	太陽電池発電所又は太陽電池発電設備における変更 > 発電設備の設置以外の変更 >> 出力 10kW 以上 2,000kW 未満の太陽電池の取替え >>> 5%以上の出力の変更を伴うもの
施行規則別表第 7 第 3 項第 2 号 (3) イ	太陽電池発電所又は太陽電池発電設備における変更 > 発電設備の設置以外の変更 >> 出力 10kW 以上 2,000kW 未満の太陽電池の改造 >>> 20%以上の電圧の変更を伴うもの
施行規則別表第 7 第 3 項第 2 号 (3) ロ	太陽電池発電所又は太陽電池発電設備における変更 > 発電設備の設置以外の変更 >> 出力 10kW 以上 2,000kW 未満の太陽電池の改造 >>> 5%以上の出力の変更を伴うもの
施行規則別表第 7 第 3 項第 2 号 (3) ハ	太陽電池発電所又は太陽電池発電設備における変更 > 発電設備の設置以外の変更 >> 出力 10kW 以上 2,000kW 未満の太陽電池の改造 >>> 支持物の強度の変更を伴うもの
施行規則別表第 7 第 3 項第 2 号 (4)	太陽電池発電所又は太陽電池発電設備における変更 > 発電設備の設置以外の変更 >> 出力 10kW 以上 2,000kW 未満の太陽電池の修理であつて、支持物の強度に影響を及ぼすもの

表 15.根拠条文_風力

根拠条文	詳細
施行規則別表第 6 第 3 項	風力発電所又は風力発電設備における設置 > 出力 500kW 未満のもの
施行規則別表第 7 第 4 項第 1 号	風力発電所又は風力発電設備における変更 > 出力 500kW 未満の発電設備の設置（5%以上の出力の変更を伴うものに限る。）
施行規則別表第 7 第 4 項第 2 号 (1)	風力発電所又は風力発電設備における変更 > 発電設備の設置以外の変更 >> 出力 500kW 未満の発電設備に係る風力機関の設置

根拠条文	詳細
施行規則別表第 7 第 4 項第 2 号 (2) イ	風力発電所又は風力発電設備における変更 > 発電設備の設置以外の変更 >> 出力 500kW 未満の発電設備に係る風力機関の改造 >>> 回転速度の変更又は 5%以上の出力の変更を伴うもの
施行規則別表第 7 第 4 項第 2 号 (2) ロ	風力発電所又は風力発電設備における変更 > 発電設備の設置以外の変更 >> 出力 500kW 未満の発電設備に係る風力機関の改造 >>> 風車又は支持物の強度の変更を伴うもの
施行規則別表第 7 第 4 項第 2 号 (2) ハ	風力発電所又は風力発電設備における変更 > 発電設備の設置以外の変更 >> 出力 500kW 未満の発電設備に係る風力機関の改造 >>> 調速装置又は非常調速装置の種類の変更を伴うもの
施行規則別表第 7 第 4 項第 3 号	風力発電所又は風力発電設備における変更 > 発電設備の設置以外の変更 >> 出力 500kW 未満の発電設備に係る風力機関の取替え
施行規則別表第 7 第 4 項第 4 号 (1)	風力発電所又は風力発電設備における変更 > 発電設備の設置以外の変更 >> 出力 500kW 未満の発電設備に係る風力機関の修理 >>> 調速装置又は非常調速装置の取替え
施行規則別表第 7 第 4 項第 4 号 (2)	風力発電所又は風力発電設備における変更 > 発電設備の設置以外の変更 >> 出力 500kW 未満の発電設備に係る風力機関の修理 >>> 風車又は支持物の強度に影響を及ぼすもの

③ 使用前自己確認結果情報タブの別紙の入力時

使用前自己確認結果の届出では、小規模事業用電気工作物の種類に応じた確認項目の確認結果を入力する必要があります。

入力する手順は以下の通りです。

【手順①】

入力したい確認項目の行をクリックすると、詳細画面が表示されます。

使用前自己確認結果の届出 [届出画](#)

使用前自己確認結果届出の別紙
太陽電池発電設備

コピーボタンを押下すると、押下した行の入力内容を複写（コピー）することができます。
貼付けボタンを押下すると、コピーした入力内容を押下した行に転写（貼付け）することができます。

確認項目	確認内容	確認状況	判定結果	現地試験結果による確認の有無	工場試験結果による確認の有無	その他の記録(図面、書類等)による確認の有無	規格に沿って確認を行った場合の規格番号	備考	確認者	確認年月日			
1	外観検査											コピー	貼付け
2	設計荷重の確認											コピー	貼付け

「使用前自主検査及び使用前自己確認の方法の解釈」リンクをクリックすると、詳細が確認できるページに遷移します。

使用前自己確認結果の届出 [届出画](#)

使用前自己確認結果届出の別紙
太陽電池発電設備

使用前自己確認結果詳細

番号: 1 確認項目: 外観検査

確認内容(使用前自己確認方法の基本案)

確認方法/判定基準*

解釈のとおり 解釈によらない

確認方法及び判定基準の「解釈のとおり」の内容については、「使用前自主検査及び使用前自己確認の方法の解釈」をご確認ください。
「解釈によらない」場合は、確認方法及び判定基準(十分な保安水準の確保が達成できる技術的根拠を含む)を記載した書類を、系付書類タブからファイルをアップロードしてください。

確認状況*

済 対象外

対象外理由

【手順②】

各項目に入力を行い、「確定」ボタンを押下すると別紙一覧表に入力した値が反映されます。

※使用前自己確認結果届出の別紙における入力補助機能は「5-4-7.入力補助_別紙入力内容のコピー/貼付け」をご参照ください。

使用前自己確認結果の届出 **確認**

使用前自己確認結果届出詳細

太陽電池発電設備

確認項目

規格に沿って確認を行った場合の規格番号

JIS C8918(2013)

備考

設計時において発電用太陽電池設備の技術基準に基づく支持物の強度計算の妥当性の確認

有 無

設計時において発電用太陽電池設備の技術水準に基づく支持物強度の妥当性の確認 有

確認者

確認者は、確認者情報タブから入力し、該当

確認者情報(1)のとおり

確認

確認者情報から選択します

使用前自己確認結果の届出 **確認**

使用前自己確認結果届出の別紙

太陽電池発電設備

コピーボタンを押下すると、押下した行の入力内容を別紙にコピーすることができます。
貼付けボタンを押下すると、コピーした入力内容を別紙の該当行に貼等（貼付け）することができます。

確認項目	確認内容	確認状況	判定結果	現地試験結果による確認の有無	工場試験結果による確認の有無	その他の記録(図面、書類等)による確認の有無	規格に沿って確認を行った場合の規格番号	備考	確認者	確認年月日	コピー	貼付け	
1	外観検査	解釈のとおり	済	合	有	有	有	JIS C8918(2013)	設計時において発電用太陽電池設備の技術水準に基づく支持物強度の妥当性の確認 有	確認者情報(1)のとおり	2023/01/01	コピー	貼付け
2	設計荷重の確認											コピー	貼付け

④ 添付書類タブの入力時

添付が必要となる資料は以下「表 16.使用前自己確認結果の届出_添付書類(太陽電池)」 「表 17. 使用前自己確認結果の届出_添付書類(風力)」の通りです。添付書類が1つも添付されていない場合、提出が完了できません。

表 16.使用前自己確認結果の届出_添付書類(太陽電池)

添付書類	添付条件
主要設備の配置の状況を明示した平面図及び断面図	使用前自己確認の内容に関係のある書類の場合、添付してください。
発電所の概要を明示した地形図	使用前自己確認の内容に関係のある書類の場合、添付してください。
発電方式に関する説明書	使用前自己確認の内容に関係のある書類の場合、添付してください。
支持物の構造図及び強度計算書	使用前自己確認結果情報タブ「設置の場所の適用法令の確認」の上4つのいずれかにチェックがあり、使用前自己確認の内容に関係のある書類の場合、添付してください。

表 17.使用前自己確認結果の届出_添付書類(風力)

添付書類	添付条件
送電関係一覧図	使用前自己確認の内容に関係のある書類の場合、添付してください。
主要設備の配置の状況を明示した平面図及び断面図	使用前自己確認の内容に関係のある書類の場合、添付してください。
発電所の概要を明示した地形図	使用前自己確認の内容に関係のある書類の場合、添付してください。
単線結線図	使用前自己確認の内容に関係のある書類の場合、添付してください。
発電方式に関する説明書	使用前自己確認の内容に関係のある書類の場合、添付してください。
風車の構造図及び強度計算書	使用前自己確認の内容に関係のある書類の場合、添付してください。
支持物の構造図及び強度計算書	使用前自己確認の内容に関係のある書類の場合、添付してください。
雷撃からの風車の保護に関する説明書	使用前自己確認の内容に関係のある書類の場合、添付してください。
風車の回転速度が著しく上昇し、又は風車の制御装置の機能が著しく低下した場合において風車を安全かつ自動的に停止させるための措置に関する説明書	使用前自己確認の内容に関係のある書類の場合、添付してください。
短絡強度計算書（発電機）	使用前自己確認の内容に関係のある書類の場合、添付してください。
短絡強度計算書（変圧器）	使用前自己確認の内容に関係のある書類の場合、添付してください。
三相短絡要領計算書（遮断器）	使用前自己確認の内容に関係のある書類の場合、添付してください。
逆変換装置の用途に関する説明書（逆変換装置）	使用前自己確認の内容に関係のある書類の場合、添付してください。
制御方法に関する説明書	使用前自己確認の内容に関係のある書類の場合、添付してください。

6-4 入力補助機能(小規模事業用電気工作物専用)

<基礎情報の届出・使用前自己確認結果の届出共通>

6-4-1. 入力補助_FIT 情報検索

- ・小規模事業用電気工作物の届出では、FIT システムと連携し、連携時点で公表されている FIT 情報から基礎情報および使用前自己確認結果情報の一部項目を自動入力することができます。
- ・連携項目は、「表 18.FIT システム連携項目一覧」の通りです。
- ・検索の仕方によっては他事業者の FIT 情報も含まれることがあります。そのため、自動入力時には他事業者のデータで届出提出しないようご注意ください。

表 18.FIT システム連携項目一覧

手続種別	情報の分類	内容
基礎情報の届出	設置者情報	法人/個人名称、法人代表者氏名、都道府県※1、市区町村以降住所※1、連絡先電話番号(ハイフンなし)※1
	基礎情報	小規模事業用電気工作物の設置の場所都道府県、小規模事業用電気工作物の設置の場所市区町村以降住所、小規模事業用電気工作物の種類、小規模事業用電気工作物の出力(単位:kW)※2、FIT 設備 ID、FIT 新規認定日
使用前自己確認結果の届出	設置者情報	法人/個人名称、法人代表者氏名、都道府県※1、市区町村以降住所※1、連絡先電話番号(ハイフンなし)※1
	使用前自己確認結果情報	小規模事業用電気工作物の設置の場所都道府県、小規模事業用電気工作物の設置の場所市区町村以降住所、小規模事業用電気工作物の種類、小規模事業用電気工作物の出力(単位:kW)※2、FIT 設備 ID

※1 個人事業主の情報は非公表データのため、法人の場合のみ連携対象となります。

※2 「FIT 情報を統合して設定」ボタンを押下して設定した場合、「小規模事業用電気工作物の出力(単位:kW)」は基礎情報に自動入力されません。

【手順①】

提出者情報タブの FIT 情報から自動入力欄の「FIT 情報検索」ボタンを押下すると、FIT 情報検索画面が表示されます。発電事業者名または設備 ID を入力し、「検索」ボタンを押下すると、検索結果が一覧で表示されます。

基礎情報の届出 **提出済**

提出者情報 基礎情報 添付書類

提出者情報を入力してください。

FIT情報から自動入力

FIT情報検索

基礎情報	小規模事業用電気工作物の名称	FIT設備ID
基礎情報		

FIT情報検索 ×

🔍 再生可能エネルギー電子申請システムが不明な場合はコチラへ

発電事業者名 発電事業者名または設備IDを記入し検索してください。 **検索**

設備ID

閉じる FIT情報を統合して設定 設定

【手順②】

＜「設定」ボタンを押下する場合＞

一つの小規模事業用電気工作物（基礎情報）に対して、一つの FIT 情報が取得されている場合は、当該小規模事業用電気工作物に対応する FIT 情報を検索結果から一件選択し、「設定」ボタンを押下します。

複数の小規模事業用電気工作物（基礎情報）を同時に提出する場合は、該当する小規模事業用電気工作物に対応する FIT 情報を検索結果から複数選択し、「設定」ボタンを押下します。

〔FIT 情報検索画面〕

FIT情報検索

再生可能エネルギー電子申請システムが不明な場合はコチラへ

● 発電事業者名 発電事業者名または設備IDを記入し検索してください。 株式会社サンプル 検索

○ 設備ID

該当するFIT情報を選択し、設定ボタンを押してください

設備ID	発電事業者名	代表者名	事業者の住所
<input checked="" type="checkbox"/>	AL45924C13	株式会社サンプル事業	サンプル 代表 千代田区千代田6-8-13
<input checked="" type="checkbox"/>	AL45925C13	株式会社サンプル事業	サンプル 代表 千代田区千代田6-8-13
<input checked="" type="checkbox"/>	AL45926C13	株式会社サンプル事業	サンプル 代表 千代田区千代田6-8-13
<input type="checkbox"/>	AL45927C13	株式会社サンプル事業	サンプル 代表 千代田区千代田6-8-13

・「設定」ボタンを押下したとき、選択されたFIT情報の数に応じて基礎情報タブの基礎情報が選択した数作成されます。

・「FIT情報を統合して設定」ボタンを押下したとき、基礎情報タブの基礎情報が1つ作成され、選択したFIT情報の設備IDを基礎情報タブの基礎情報内の設備IDに集約し値がセットされます。

閉じる FIT情報を統合して設定 設定

FIT 情報検索画面で選択した FIT 情報の数と同数の基礎情報が作成されます

〔基礎情報タブ〕

提出者情報 基礎情報 添付書類

基礎情報を入力してください。

+ 基礎情報を追加

基礎情報 (1)

譲渡された電気工作物

基礎情報を削除

1 / 3

＜「FIT 情報を統合して設定」ボタンを押下する場合＞

一つの小規模事業用電気工作物（基礎情報）に対して、複数のFIT情報が取得されている場合は、当該小規模事業用電気工作物に対応するFIT情報を検索結果より複数選択し、「FIT情報を統合して設定」ボタンを押下します。

〔FIT 情報検索画面〕

FIT情報検索 ×

再生可能エネルギー電子申請システムが不明な場合はコチラへ

発電事業者名 発電事業者名または設備IDを記入し検索してください。

設備ID

該当するFIT情報を選択し、設定ボタンを押してください

	設備ID	発電事業者名	代表者名	事業者の住所
<input checked="" type="checkbox"/>	AL45924C13	株式会社サンプル事業	サンプル 代表	千代田区千代田6-8-13
<input checked="" type="checkbox"/>	AL45925C13	株式会社サンプル事業	サンプル 代表	千代田区千代田6-8-13
<input checked="" type="checkbox"/>	AL45926C13	株式会社サンプル事業	サンプル 代表	千代田区千代田6-8-13
<input type="checkbox"/>	AL45927C13	株式会社サンプル事業	サンプル 代表	千代田区千代田6-8-13

・「設定」ボタンを押下したとき、選択されたFIT情報の数に応じて基礎情報タブの基礎情報が選択した数作成されます。
 ・「FIT情報を統合して設定」ボタンを押下したとき、基礎情報タブの基礎情報が1つ作成され、選択したFIT情報の設備IDを基礎情報タブの基礎情報内の設備IDに集約し値がセットされます。

ポップアップが表示されるので、「OK」ボタンを押下すると、選択したFIT情報が反映されます。

※基礎情報(使用前自己確認結果情報)に反映される情報は、検索画面で選択したFIT情報のうち、一番上に表示されていたFIT情報を参照します。

〔確認用ポップアップ〕

の内容

「FIT情報を統合して設定」を押下した場合、選択の中で一番上のFIT情報の値が設置者情報と一つの基礎情報に反映されます。また、選択したFIT情報の設備IDのリストが一つの基礎情報の設置ID欄に反映されます。このまま処理を続けてよろしいでしょうか。

6-4-2. 入力補助_提出者情報コピー

・「提出者情報コピー」ボタンを押下すると、提出者情報に入力されている情報を設置者情報の対応項目にコピーすることができます。

〔提出者情報コピー前〕

提出者情報

法人番号の有無★
 有 無

提出日

提出先監督部★
 (関東) 関東東北産業保安監督

法人番号
 123456789123

法人/個人名称★
 株式会社サンプル

法人代表者の役職★
 代表取締役

法人代表者氏名★
 山田 太郎

法人代表者氏名フリガナ
 ヤマダ タロウ

設置者情報

提出者情報コピー

法人番号の有無★
 有 無

設置者種別★
 選択してください

法人番号
 123456789123

法人/個人名称★
 (法人の場合)

法人代表者の役職★
 代表取締役社長

法人代表者氏名★
 例: 山田 太郎

法人代表者氏名フリガナ
 例: ヤマダ タロウ

郵便番号(ハイフンなし)
 例: 1112222

郵便番号検索 クリア

押下すると「提出者情報」欄の情報を「設置者情報」欄にコピーします

〔提出者情報コピー後〕

提出者情報

法人番号の有無★
 有 無

提出日

提出先監督部★
 (関東) 関東東北産業保安監督

法人番号
 123456789123

法人/個人名称★
 株式会社サンプル

法人代表者の役職★
 代表取締役

法人代表者氏名★
 山田 太郎

法人代表者氏名フリガナ
 ヤマダ タロウ

設置者情報

提出者情報コピー

法人番号の有無★
 有 無

設置者種別★
 選択してください

法人番号
 123456789123

法人/個人名称★
 株式会社サンプル

法人代表者の役職★
 代表取締役

法人代表者氏名★
 山田 太郎

法人代表者氏名フリガナ
 ヤマダ タロウ

郵便番号(ハイフンなし)
 1112222

郵便番号検索 クリア

<基礎情報の届出>

6-4-3. 入力補助_発電設備情報の設備出力合計自動計算

- ・「発電設備情報の設備出力合計自動計算」ボタンを押下すると、稼働中の発電設備の「設備出力(kW)」合計値が「小規模事業用電気工作物の出力(単位:kW)」に入力されます。

基礎情報の届出 (ELE-I-00000896) 設定済

小規模事業用電気工作物の出力(単位:kW) *
20.500

発電設備情報の設備出力合計自動計算

発電設備電圧(単位:V)
例: 200

電力貯蔵装置容量(kWh)
例: 100

設備形態
 地上設置 傾斜地設置 水上設置
 営農設置 屋根設置 その他

発電設備情報

設備名称	設備出力(kW)	稼働状況(稼働中/廃止)
1 PCS1	10.000	稼働中
2 PCS2	10.500	稼働中
3 PCS3	4.000	廃止

3行目は「廃止」のため合計に含まれず、1・2行目のみの合計値が入力されます。

6-4-4. 入力補助_保安監督業務担当者情報コピー

- ・基礎情報が複数存在する場合、基礎情報タブの 2 ページ目以降「保安体制情報」欄に「前ページの保安監督業務担当者情報をコピー」ボタンが表示されます。
- ・「前ページの保安監督業務担当者情報をコピー」ボタンを押下すると、前ページに入力されている「保安体制情報」欄に入力されている値（「点検頻度」「点検頻度詳細」は除く）を当該ページに反映します。

保安体制情報

保安体制 *

保安監督業務を設置者自ら行う

保安監督業務を委託して行う(委託先)

保安監督業務担当者(又は委託先)の氏名 *

例: 保安 太郎

保安監督業務担当者(又は委託先)の氏名フリガナ

例: ホアン タロウ

前ページの保安監督業務担当者情報をコピー

クリア

6-4-5. 入力補助_基礎情報検索

- ・「提出区分-設置/変更/小規模事業用電気工作物でなくなった場合（廃止）の別」が「変更」または「小規模事業用電気工作物でなくなった場合(廃止)」の場合、gBiz プライムアカウント・gBiz メンバーアカウントは、過去に電子申請を行ったことのある小規模事業用電気工作物の基礎情報を参照し、反映することができます。※gBiz エントリーアカウントは本機能を利用できません。

【手順①】

新規手続において「提出区分-設置/変更/小規模事業用電気工作物でなくなった場合（廃止）の別」を「変更」または「小規模事業用電気工作物でなくなった場合(廃止)」を選択します。

【手順②】

「基礎情報」タブに遷移し、「設備情報」欄にある「基礎情報検索」ボタンを押下すると、基礎情報検索画面が表示されます。

基礎情報の届出 **提出済**

提出者情報 **基礎情報** 添付書類

基礎情報を入力してください。

+ 基礎情報を追加

基礎情報 (1)

設備情報

基礎情報検索 クリア

小規模事業用電気工作物番号

基礎情報の届出 **提出済**

基礎情報検索

閉じる

検索条件入力

基礎情報

小規模事業用電気工作物番号

小規模事業用電気工作物の名称

小規模事業用電気工作物の設置の場所
都道府県

選択してください

FIT設備ID

小規模事業用電気工作物の設置の場所市区町村以降住所

設備形態

選択してください

小規模事業用電気工作物の種類

太陽電池 風力

設置者情報

法人/個人名称

法人代表者氏名

設置者種別

選択してください

法人番号

都道府県

選択してください

市区町村以降住所

保安体制情報

保安監督業務担当者(又は委託先)の氏名

保安監督業務担当者(又は委託先)の名称

【手順③】

検索結果一覧より、該当の小規模事業用電気工作物の行を押下し、基礎情報の詳細情報を確認後、「設定」ボタンを押下すると、「基礎情報」タブに選択した基礎情報が反映されます。

基礎情報の届出

基礎情報検索

	小規模事業用電気工作物番号	設置者の法人/個人名称	小規模事業用電気工作物の名称	小規模事業用電気工作物の設置の場所都道府県	小規模事業用電気工作物の設置の場所市区町村以降住所	小規模事業用電気工作物の種類	小規模事業用電気工作物の出力(単位:kW)	保安監督業務担当者(又は委託先)の氏名	保安監督業務担当者(又は委託先)の名称(法人名称等)	FIT認定の有無	FIT設備ID	FIT新規認定日	譲渡	廃止	廃止年月日
1	01-0000127	山田	発電所TE ST4	北海道	札幌市	太陽電池	20.000	保安担当者氏名		無			-	-	
2	01-0000129	山田	発電所TE ST2	北海道	札幌市	太陽電池	20.000	保安担当者氏名	任意届出者名称(会社名)	無			-	-	
3	01-0000142	山田	発電所TE ST6	北海道	札幌市	太陽電池	20.000			有			-	-	
4	01-0000144	山田	発電所TE ST6	北海道	札幌市	太陽電池	20.000				3297395C11	2022/08/04	-	-	

基礎情報の届出

詳細

一覧に戻る 閉じる **設定**

基礎情報 発電設備情報

基礎情報

設備情報

管区

小規模事業用電気工作物番号
01-0000127

小規模事業用電気工作物の設置の場所郵便番号(ハイフンなし)

小規模事業用電気工作物の設置の場所都道府県
北海道

小規模事業用電気工作物の種類
太陽電池

小規模事業用電気工作物の名称
発電所TEST4

小規模事業用電気工作物の設置の場所市区町村以降住所
札幌市

小規模事業用電気工作物の設置の場所における緯度と経度の座標位置
3 2 1

<使用前自己確認結果の届出>

6-4-6. 入力補助_基礎情報の届出検索

- ・「使用前自己確認結果の届出」では過去に電子申請を行った「基礎情報の届出」を参照し、反映することができます。

【手順①】

「提出者情報」タブ「基礎情報の届出から自動入力」欄の「基礎情報の届出検索」ボタンを押下すると、基礎情報の届出検索画面が表示されます。検索条件を入力し、「検索」ボタンを押下すると、検索結果が一覧表示されます。

使用前自己確認結果の届出 届出前

提出者情報 確認者情報 使用前自己確認結果情報 添付書類

提出者情報を入力してください。

基礎情報の届出から自動入力

管理番号

基礎情報の届出検索
クリア

受理済みの基礎情報の届出に係る基礎情報を自動入力する場合は、「基礎情報の届出検索」から自動入力したい基礎情報の届出を選択し、設定ください。

基礎情報の届出検索 ×

検索条件入力

手続情報

ステータス <input type="text" value="選択してください"/>	管理番号 <input type="text"/>
提出日:From <input type="text"/>	提出日:To <input type="text"/>

クリア
検索

検索結果

閉じる
設定

【手順②】

検索結果一覧より、該当の基礎情報の届出の行を押下し、「設定」ボタンを押下すると、「使用前自己確認結果情報」タブに選択した基礎情報の届出の情報が反映されます。

基礎情報の届出検索

1 / 16

ステータス	管理番号	提出日	受理日	提出者 法人/個人名称	設置者 法人/個人名称
仮受付中	ELE-I-00000859	2022/12/09	2022/12/09		株式会社法人テスト+
2 仮受付中	ELE-I-00000857	2022/12/06	2022/12/06		株式会社 検証 01
3 仮受付中	ELE-I-00000849	2022/11/29		1	1
4 仮受付中	ELE-I-00000848	2022/11/28	2022/11/28		
5 仮受付中	ELE-I-00000847	2022/11/28	2022/11/28		
6 仮受付中	ELE-I-00000841	2022/11/21	2022/11/21		株式会社テスト
7 仮受付中	ELE-I-00000840	2022/11/21	2022/11/21		株式会社テスト
8 仮受付中	ELE-I-00000829	2022/11/21	2022/11/21		株式会社テスト
9 仮受付中	ELE-I-00000828	2022/11/21	2022/11/21		株式会社テスト変更後
10 仮受付中	ELE-I-00000825	2022/11/17	2022/11/17		株式会社テスト

閉じる

設定

6-4-7. 入力補助_別紙入力内容のコピー/貼付け

- ・「使用前自己確認結果届出の別紙」では、任意の確認項目に入力された内容をコピーし、別の確認項目にコピーした内容を貼付けすることができます。
- ・貼付け後は入力内容に間違いがないかご確認ください。

使用前自己確認結果届出 [印刷](#)
 使用前自己確認結果届出の別紙
 太陽電池発電設備

コピーボ
 貼付けボ

確認項目	確認内容	確認状況	判定結果	現地試験結果による確認の有無	工場試験結果による確認の有無	その他の記録(写真、書類等)による確認の有無	規格に沿って確認を行った場合の規格番号	備考	確認者	確認年月日			
1	外観検査	解釈のとおり	済	合	有	有	有	JIS C8918(2013)	設計時において発電用太陽電池設備の技術水準に基づく支持物強度の妥当性の確認 有	確認者情報(1)のとおり	2023/01/01	<input type="button" value="コピー"/>	<input type="button" value="貼付け"/>
2	設計荷重の確認											<input type="button" value="コピー"/>	<input type="button" value="貼付け"/>

「コピー」ボタンを押下すると、該当する行の入力内容をコピー(複写)します。

「貼付け」ボタンを押下すると、該当する行に保持している入力内容を貼付け(転写)します。

6-5 同時提出

- ・「基礎情報の届出」と「使用前自己確認結果の届出」は同時提出ができます。手続選択の際に、「基礎情報の届出/変更の届出と使用前自己確認結果の届出」を選択してください。（手続選択の詳細については、「5-1.新規手続選択」をご参照ください）
- ・「基礎情報の届出」提出後に、以下画面が表示されます。同時に提出する場合は、「「使用前自己確認結果の届出」を続けて入力」を選択してください。選択すると、入力画面に遷移します。この場合、先に提出した「基礎情報の届出」の情報が、「使用前自己確認結果の届出」に自動で反映されます。



6-6 問合せ・取下げ

- ・手続の内容に確認事項・不備があった場合、監督部/監督署担当者から問合せを受けることがあります。
- ・提出者から手続提出後に取下げ依頼を受けた場合などに、監督部/監督署担当者が手続を取下げることがあります。
- ・いずれの場合も、メールで通知がありますので、内容をご確認ください。
- ・対応手順は、以下の通りです。

【手順①】

手続提出時に登録いただいたメールアドレスへ、担当者から問合せ又は取下げを実施した旨をご連絡します。

〔問合せ通知メール〕

<<申請者>> 様

このたびは保安ネットをご利用いただき、ありがとうございます。

提出いただいた手続について、担当者よりお問い合わせさせていただきます。
下記URLから保安ネットにログインし、問合せ内容をご確認の上、ご対応いただきますようお願いいたします。

管理番号： <<管理番号>>
手続名： <<手続名>>

ログイン画面URL： <<保安ネットのURL>>

※当メールの内容にお心当たりのない方は大変お手数ですが下記までご連絡ください。
※このメールアドレスは送信専用のメールアドレスのため、
ご返信いただいても回答いたしかねますので、ご注意ください。

本件についてご不明な点などございましたら、下記までお問い合わせください。
<ヘルプデスクお問合せ先>
050-2018-8381
<受付時間>
平日9:00～18:00

〔取下げ通知メール〕

<<申請者>> 様

このたびは保安ネットをご利用いただき、ありがとうございます。

提出いただいた手続について、経済産業省担当者より取下げられました。
下記URLから保安ネットにログインし、全手続一覧から該当の手続を開いて取下げ内容をご確認いただきますようお願いいたします。
なお、取下げのあった手続きを複写して新規手続をする場合、添付書類については改めてアップロードする必要があります。

管理番号：<<管理番号>>
手続名：<<手続名>>

ログイン画面URL：<<保安ネットのURL>>

※当メールの内容にお心当たりのない方は大変お手数ですが下記までご連絡ください。
※このメールアドレスは送信専用のメールアドレスのため、ご返信いただいても回答いたしかねますので、ご注意ください。

本件についてご不明な点などございましたら、下記までお問い合わせください。
<ヘルプデスクお問合せ先>
050-2018-8381
<受付時間>
平日9:00～18:00

【手順②】

メールに添付された URL をクリックすると、ログイン画面へ遷移します。

【手順③】

問合せの場合は、ログイン後、メニューから「要対応手続一覧」を選択します。次に、「要対応手続一覧」から、「問合せ」ステータスを選択します。メールに記載された管理番号で対象の手続を確認してください。

要対応手続一覧								
法令			ステータス					
電気事業法			問合せ			情報更新		
提出日	管理番号	手続名	設置者法人/個人名称	事業場名称	事業場・都道府県	提出者氏名	提出先監督部	
2022/11/10	ELE-I-00000798	基礎情報の届出	株式会社サンプル事業				(関東)	
2022/12/13	ELE-I-00000870	基礎情報の届出					(中国)	

取下げの場合は、ログイン後、メニューから「全手続一覧」を選択し、「全手続一覧」でメールに記載された管理番号を用いて対象の手続を確認してください。

全手続一覧

法令: 電気事業法 | 提出先監督部: (東北) 関東東北産業保安監督部長 | ステータス: 取下げ | 手続選択: 基礎情報の届出 | 情報更新

手続件数: 3 | 提出者情報出力 | 基礎情報出力

ステータス	管理番号	手続名	提出日	受理日	施行日	設置者 法人/個人名称	事業場名称	事業場番号	事業場・都道府県	提出者 法人/個人名称	保安法人名	受理番号	通知番号	提
取下げ	ELE-I-00001153	基礎情報の届出	2023/02/28	2023/02/28		紙テスト12				紙テスト12				(
取下げ	ELE-I-00001146	基礎情報の届出	2023/02/28	2023/02/28		株式会社検証法人 武居								(
取下げ	ELE-I-00001129	基礎情報の届出	2023/02/28			株式会社 検証大介				テスト08				(

【手順④】

対象の手続が表示された後、「確認結果」タブを選択いただき、監督部/監督署からの確認結果について、内容をご確認いただけます。複数回確認が発生した際は、履歴が一覧で表示されます。

基礎情報の届出 (ELE-I-00000798) 問合せ中

提出者情報 | 基礎情報 | 添付書類 | **確認結果**

問合せ回答を記入する場合は、回答内容を記入し「回答確認へ」を押してください。

確認内容種別
記載内容の修正依頼

確認内容詳細
以下の項目の入力内容に誤りがあります。修正後、再度提出してください。

回答内容

回答確認へ

以前の対応内容を確認できます。

対応内容一覧

No	問合せ/取下げ	確認日時	確認内容種別	確認内容詳細	問合せ回答日時	問合せ回答本文
1	問合せ	2022/11/25 18:03	記載内容の修正依頼	以下の項目の入力内容に誤りがあります。修正後、再度提出してください。		

基礎情報の届出 (ELE-I-00000798) 問合せ中

提出者情報 | 基礎情報 | 添付書類 | **確認結果**

問合せ回答を記入する場合は、回答内容を記入し「回答確認へ」を押してください。

確認内容種別
記載内容の修正依頼

確認内容詳細
以下の項目の入力内容に誤りがあります。修正後、再度提出してください。

回答内容

回答確認へ

以前の対応内容を確認できます。

対応内容一覧

No	問合せ/取下げ	確認日時	確認内容種別	確認内容詳細	問合せ回答日時	問合せ回答本文
1	問合せ	2022/11/25 18:03	記載内容の修正依頼	以下の項目の入力内容に誤りがあります。修正後、再度提出してください。		

↑ 上に戻る

【手順⑤】

問合せの場合は、問合せ内容を確認し、必要に応じて「提出者情報」、「基礎情報」、「確認者情報」、「使用前自己確認結果情報」、「添付書類」タブを開き、内容を修正します。修正後、確認内容に対する回答を記載し、「回答確認へ」ボタンを押下いただけます。

もしくは「取下げ」ボタンを押下することで手続を取り下げることができます。手続を取り下げた場合は、取下げが完了した旨のメールが送付されます。

基礎情報の届出 (ELE-I-00001099) 問合せ

閉じる 取下げ 印刷 保存

確認結果から問合せ内容を確認してください。
修正後、回答内容を記入し「回答確認へ」ボタンを押して回答確認画面へ進んでください。

提出者情報 基礎情報 添付書類 確認結果

問合せ回答を記入する場合は、回答内容を記入し「回答確認へ」を押してください。

確認内容種別
記載内容の追記依頼
確認内容詳細
以下の項目の入力内容に不備があります。追記後、再度提出してください。

回答内容
事業場名に誤りがあったため、修正して再度提出します。

回答確認へ

以前の対応内容を確認できます。

対応内容一覧

No	問合せ/取下げ	確認日時	確認内容種別	確認内容詳細	問合せ回答日時	問合せ回答本文
1	問合せ	2023/03/16 13:49	記載内容の追記依頼	以下の項目の入力内容に不備があります。追記後、再度提出してください。		

〔取下げ通知メール〕

様
保安ネットをご利用いただきありがとうございます。 手続の取下げが完了しました。
管理番号： 手続：
ログイン画面URL：
※当メールの内容にお心当たりのない方は大変お手数ですが下記までご連絡ください。 ※このメールアドレスは送信専用のメールアドレスのため、 ご返信いただいても回答いたしかねますので、ご注意ください。
本件についてご不明点などございましたら、下記までお問い合わせください。 <ヘルプデスクお問合せ先> 050-2018-8381 <受付時間> 平日9:00～18:00

6-7 結果通知

- ・利用者には審査結果がメールで通知されます。
- ・利用者のメールアドレスへ、監督部/監督署から手続の審査が完了した旨をご連絡します。ご連絡先は保安ネット上で手続を提出した際に、自動的に G ビズ ID に登録されているメールアドレスが手続の情報として保存されており、通知は当メールアドレス宛へとなるためご注意ください。
- ・保安ネットにログインしていただき、メールに記載の管理番号を基に、保安ネットから結果をご確認いただけます。

〔メール通知（届出の場合）〕

<<提出者>> 様

このたびは保安ネットをご利用いただき、ありがとうございます。

提出いただいた手続を受理しました。
下記URLから保安ネットにログインし、ご確認くださいませようお願いいたします。

管理番号：<<管理番号>>
手続名：<<手続名>>

ログイン画面URL：<<保安ネットのURL>>

※当メールの内容にお心当たりのない方は大変お手数ですが下記までご連絡ください。
※このメールアドレスは送信専用のメールアドレスのため、
ご返信いただいても回答いたしかねますので、ご注意ください。

本件についてご不明な点などございましたら、下記までお問い合わせください。

<ヘルプデスクお問合せ先>
050-2018-8381
<受付時間>
平日9:00～18:00